

# 令和2年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和2年3月5日

招集年月日	令和 2 年 3 月 4 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年3月4日午前10時45分			議 長	矢立 孝彦
	閉 会	令和2年3月 日午後 時 分			議 長	矢立 孝彦
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富 永 豊	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	○	12	矢 立 孝 彦	○
会議録署名議員	3番	平 岡 昭 洋		4番	富 永 豊	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	伊藤 真由美		書 記	佐々木 裕子(欠)	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	小 坂 眞 治		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 島 俊 二		学校教育課長	児 玉 裕 子	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		生涯学習課長	上 田 隆	
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		福祉事務所長兼 福祉課長	伊 賀 真 一	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉 田 美 保 子		健康づくり課長	栗 栖 浩 司	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 齊		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	簡 賀 支 所 長 兼簡賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		—	—	
	地域商社あきお おた事業本部長	武 藤 克 巳		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	地 域 づ くり 課 長	栗 栖 修 司		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	産 業 振 興 課 長	瀬 川 善 博		—	—	
	商 工 観 光 課 長	片 山 豊 和		—	—	
	税 務 課 長	河 野 茂		—	—	
	住 民 生 活 課 長	上 手 佳 也		—	—	
児 童 育 成 課 長	園 田 哲 也		—	—		
衛 生 対 策 室 長	田 中 博 敏		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年3月5日

	一般質問
--	------

令和2年第2回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和2年3月5日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和2年第2回定例会  
(令和2年3月5日)  
(開会 午前10時00分)

○矢立孝彦議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○矢立孝彦議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、お手元に配付した一般質問通告表のとおり、9人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。8番角田でございます。きょうは雪が降っておりますが、振り返ってみますと2年続けての暖冬でございました。農繁期、また夏場の水不足も懸念をされるところでございます。今、一番気がかりなことは、新型コロナウイルスのことではないでしょうか。中国で発生し、瞬く間に世界各国に拡散し、感染者が増え続けております。日本では水際作戦が展開をされましたが、想定外の経路から感染が起これ、歯止めがかからない状況になってまいりました。新型肺炎対策基本法が示され、全国的に小・中、高等学校の一斉休校、イベントの中止、大型の集客施設の休館が相次ぎ、不安と混乱が広がっております。スポーツにおきましては無観客試合等、庶民の楽しみも奪われております。感染予防、感染拡大抑制が重要でございますが、治療法の確立も急がれるところでございます。何よりも地方におきましても不測の事態が発生したとき、迅速な対応ができるよう万全を期していただきたいところでございます。昨日は山口県で男性1人の新型コロナウイルスの感染が判明し、目に見えない恐怖と不安が身近に迫ってきたところでございます。安芸太田町におきましても、新型コロナウイルス対策本部の設置、休校措置に伴う業務も増加し、多忙な時期でございますが、町長はじめ、職員の皆様の日夜を問わぬご尽力に敬意を表し、早速ではございますが、通告をしております一般質問をさせていただきます。水道事業統合について。水道は、日々の生活になくてはならないライフラインの一つでございます。今、広島県と県内市町の水道事業を統合する県内1水道構想が進められています。県内各自自治体の経営する水道事業は、給水エリアの大小、浄水場の規模や管理方法に加えて、水道料金にも格差があると思います。当然水道事業としての経営状態もさまざまであろうと想像をすることでございます。2022年に統合、2023年4月から事業開始との県方針が明らかになりました。安芸太田町もこの県内1水道構想の協議に参加をされておりますので、次のことについてお伺いをいたします。県内1水道構想に取り組みなければならない理由はどこにあるのか。また、構想実現のための協議について、水道設備の新設または修繕等のハード事業の対応方法はどうなるのか。安芸太田町にとって県内1水道のメリットは何か。住民にとっては、水道料金が一番気がかりなことでございます。県内1水道構想が実現したとき、安芸太田町において現行の水道料金との比較はどうなるのかと、どう思っておられるのかをお伺いをいたします。

○矢立孝彦議長

建設課、武田課長。

○武田雄二建設課長

8番議員様よりご質問いただきました水道事業について順に説明をさせていただきます。まず、県内1水道構想に取り組みなければならない理由はどこにあるのか、また構想実現のための協議の経緯について説明をさせていただきます。今後の水道事業は給水収益の減少、施設の更新費用の増加、事業を支える人材、技術力の不足など、経営の悪化が見込まれます。災害などの危機管理に強い体制づくりも求められております。広島県では、これらの課題に対処し、健全な形で施設または事業を持続していくには市町間を超えた広域連携による経営基盤の強化を図ることが有効と判断し、平成30年4月から市町と広島県水道広域連携協議会を設置いたしました。この協議会では、広域連携の推進に向けた基本的な枠組みや具体的な取り組みをまとめており、この協議会に町も参加しております。引き続き情報共有や協議を行い、事業連携などの検討をしてみたいと考えております。続きまして、2番目の質問でございまして、水道施設の新設または修繕等のハード事業の対応についてです。統合後の管路や施設の更新

工事の発注方法についてですが、企業団となった場合、一括発注するか、地区ごとに個別発注するかは、現在協議会において検討中となっております。地元の業者さんにおきましては、通常の町道などの維持工事や災害復旧工事など、緊急対応時や除草、除雪業務など、多くの面で対応をいただいております。統合後におきましても地元業者と十分な関係を持続することが不可欠と考えております。町といたしましてもこの発注方法につきましては、通常維持工事はもとより、管内の管路や施設の更新、統合工事などについても地元業者へ発注できるよう協議会において意見をしまいたいと考えております。続きまして、3番目です。安芸太田町にとって県内1水道のメリットは何かについてです。広島県では、統合されると県内住民が等しくサービスを受けることができる水道の実現を目指しております。施設の再編整備、危機管理対策、組織管理体制の最適化など、取り組みを統合により進めており、メリットはあると判断をしております。財政効果では今後40年間の概算効果額を試算しており、本町におきましても削減効果があると試算されております。こちらも今後十分検討を行い、企業団への賛同の可否を判断させていただきたいと考えております。続きまして、4番目です。県内1水道構想が実現したとき、安芸太田町において現行の水道料金との比較でございます。こちら、県内21市町、坂、府中町は広島市が給水しておりますので対象外となっております。平成29年度1カ月当たりの水道料金は県平均で1,543円となっており、最も高い市町と安い市町での差、約3倍の格差がございます。安芸太田町の水道料金ですが、平均を下回り、安価なほうから8番目の料金設定となっておりますが、この平均は県平均の単純平均でございます。市町の人口差を考慮した平均とはなっておりませんので、変動が生じることになります。現段階の試算では、県平均で料金統一を図りますと、一部の市町で単独経営を維持した場合に比べて料金が上がることが見込まれます。このことから、市町間の料金格差解消に向けた検討が必要となります。まずは現在の市町別料金を維持し、そのまま統合し、10年間、国の交付金を最大限に活用して経営基盤の強化を行うこととしています。ですが、水道料金につきましては、今後上昇は避けられません。しかし、広域連携をすることで上昇幅を抑制することが可能な試算となっております。安芸太田町におきましては、これらの想定される課題解決に向けて引き続き広島県水道広域連携協議会へ参加いたしまして、推進する広島県の情報や提案を十分理解し、賛同の可否について検討を行いたいと考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

角田議員。

○角田伸一議員

水道事業の統合につきましては、平成30年度設立の広島県水道広域連携協議会において協議が進められているとの答弁でございました。水道施設の新設や維持管理面の対応は検討中、水道料金については県内で3倍の格差があり、格差解消のための検討は必要、水道事業の上昇が避けられない町もあると受けとめました。安芸太田町のメリットにつきましては、今後40年間の概算で経費の削減効果が見込めるとのことです。答弁の中で企業団の賛同については十分に検討するというようなこともありましたが、この企業団に対する拠出金について協議があったか、なかったかを伺います。

○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

再質問いただきました内容につきまして、拠出金が必要かということでございますが、企業団となった場合には、料金システムだとか統合に対する水道の許認可に対する経費の部分の負担が必要になってくるとお考えです。方法や名称につきましては、現在のところ協議会で検討中でございます。また、賛同する市町の数によって金額なども変更になるというような協議で今行っておるところでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

角田議員。

○角田伸一議員

安芸太田町、また住民にとってメリットのある方向に進められるべきだと思います。次の質問に移ります。文化財の保存活用計画、整備基本計画について。昨年のことですから、皆さんの記憶に残っていると思います。三段峡内の歩道で発生をした転落事故、国定公園ということで形質の変更を伴う改修工事に困難があるとの思い込みもございました。そうはいいまして、何か方法はないものかと産業建設常任委員会が文化庁で指導を仰いだところ、国定公園内における整備につきましては文化財保存活用計画、整備基本計画の認定を受け、実施に当たっては計画に基づいた実施計画が必要であるとのことがわ

かりました。文化財保存活用計画、整備基本計画につきましては、12月定例会で同僚議員が質問をいたしました。そのときの答弁から、町は広島県と連携をとって前向きに取り組まれる方向にあると感じたところでございます。安芸太田町の文化財の保存に関する事務分担は教育委員会となっております。一方、文化財を活用しての企画、交流促進活性化は、事業課として町長部局に組織化をされております。このように保護に当たる担当、活用に関する担当が分かれておりますが、計画策定申請に当たって支障はないと考えておられるかを伺います。

○矢立孝彦議長

商工観光課、片山課長。

○片山豊和商工観光課長

では、2番目のご質問にありました文化財保存活用計画並びに整備基本計画等についての答弁をさせていただきます。まず、昨年度ご質問にもありましたとおり、三段峡内の遊歩道におきましての事故が発生した状況がございます。その後の状況につきまして、まだ現在、予算案段階でございますが、情報として補足させていただきますと、県の新年度予算の中に当該事故のありました箇所についての安全対策をする工事費が計上されているとお聞きしておりますので、これにつきましては早期の施工をお願いするものでございます。それから、ご質問にありました保存活用計画に関する考え方について説明をさせていただきます。文化庁の定義におけます文化財保存活用地域計画につきましては、各市町村において取り組んでいく目標あるいは取り組みの具体的な内容を記載した文化財の保存、活用に関する基本的なアクションプランとなります。平成30年度の文化財保護法の改正によりまして、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、それから後、市町村が作成する文化財保存活用地域計画等のことに関しまして文化庁が認定し、市町村における支援団体等の指定が制度化をされているところでございます。現在の状況でございますが、広島県におきましてはこの大綱を策定され、市町の支援方法も含めた意思表示が必要となる段階となっております。本年1月10日現在では、県の文化財ではその骨子を作成されて、今後の予定としましては6月にパブリックコメントが行われ、令和3年3月ごろの策定を予定されていると伺っております。現在、この大綱骨子につきましては、4ページ物でホームページ等でも閲覧できるようになっておりますので、ご参照ください。それに基づきまして、町が定める地域計画につきましては、文化財等の保存活用に関し、町が目指す将来的なビジョン、いろんな具体的な事業の実施計画を定め、それに従って計画的に取り組みを進めることで、継続性、一貫性のある文化財の保存、活用が一層促進されるという定義となっております。具体的に他市町の地域計画を見ますと、180ページぐらいあるような結構なボリュームでございまして、長計並みのボリュームであることが確認できております。先ほど申しましたように、県が大綱の骨子を作成された状況もございまして、町としましても新年度に向けて、まずは骨子づくりが必要なのではないかと考えているところでございます。なお、新年度予算はまだ詳細説明には至っておりませんが、今年度行いました観光庁の補助金で三段峡につきましても多言語解説に取り組んでおります。新年度におきましては文化庁の補助金を活用し、国定公園である三段峡について、その溪谷形成に至ったプロセスをCG映像化したり、熊南峰たちが開峡された100年前からの資料あるいは写真をデジタル保存、あるいは観光客はもちろん、地質、自然観察に訪れる方たち、観光客に伝える情報の充実化を行うこと等、計画をしているところでございます。こうしたデータ化資料作成によりまして、文化財的な価値を高めていくとともに、今後の保存、整備、活用についても並行して計画する中で、ご質問のありました文化財保存活用地域計画の骨子とあわせて県の大綱、あるいはそれが固まり次第、国定公園内にある三段峡の施設管理自体は県にございますので、当課としましては維持管理を県から受託しておりますが、懸案であります水梨トイレあるいは休憩所等の点的な整備、あるいは遊歩道の線的な改良、自然公園一帯の面的な環境整備についても県に対する要望や協議を新年度に向けて進めていくことになろうかと考えております。なお、生涯学習課において、それ以外の文化面においても有形無形にかかわらず、この地域計画の中に織り込むというような内容となっておりますことから、関係する各課との間で横断的に骨子の策定を協議することとなるのではと現在はイメージをしているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

教育委員会、生涯学習課、上田課長。

○上田隆生涯学習課長

それでは、失礼いたします。8番議員からのご質問につきましてお答えをさせていただきます。商工観光課長のほうで今答弁がございましたが、ダブった部分もあると思いますので、お許しをください。ご承知のとおり、文化財保護法が改正されて、平成31年4月から施行をされております。その改定の一



部に地域における文化財の総合的な保存、活用として、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定が制度化されております。現在、広島県教育委員会文化財課が中心となって、広島県文化財保存活用大綱の策定に取り組んでいます。策定後はこの大綱を勘案し、県内市町村が文化財保存活用地域計画を策定することになります。こうした中で文化財活用の観点から、特に国定公園内の安全対策、施設の補修等について早急に進める必要があることから、商工観光課、教育委員会、生涯学習課と一体となって計画策定に向けた推進が必要になってくると思います。また、文化財保護法の一部改正と同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も一部改正をされました。その改正内容は、これまで文化財保護の事務は教育委員会のほうで所管されていたのが、条例により地方公共団体の長が担当できるようになりました。本町では現在、文化財保護の事務は教育委員会が所管となっております。貴重な文化財を活かして、まちづくりが一体性となるよう関係課と連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

角田議員。

○角田伸一議員

文化財の保護、保存に係る立場から、また活用する立場から、現在の状況、取り組み状況を踏まえた答弁をいただきました。町一体となって取り組むという一言を聞いて、安心をいたしました。国定公園、国指定の文化財は三段峡のほかに押ヶ峠断層帯、登録有形文化財2件、そのほか県指定、町指定の文化財は町内各所に点在をしております。三段峡に限らず、町内に存在する文化財、また記念物等の保存や活用は大切なことでございます。文化財保護審議会の審議を要する案件もあろうかと推察をするところでございます。特に文化財等を活用した教育や観光交流事業による活性化に資する取り組みは大切であるように思っております。関係部署が連携して取り組んでいただきたいと思っております。次の質問に移ります。小学校のプログラミング教育の必修化について。安芸太田町内の小学校では、これまでにIT機器の整備、プログラミング教室の開催等、先進的な取り組みが行われてきました。令和2年度から小学校でプログラミング教育が必修化をされます。新しい時代になったとつくづく感じるところでございます。プログラミング教育について次のとおり伺います。小学校でプログラミング教育が必修科目となった背景について、IT部門は圧倒的に若者の能力がまさっていると言われております。しかし、人材不足であるとの情報もでございます。教員の確保は大丈夫ですか。また、何学年からの授業となるのか、1週間にどれくらいの授業時間になるのか等、授業形態について答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

教育委員会、学校教育課、児玉課長。

○児玉裕子学校教育課長

それでは、角田議員さんからご質問のありました小学校のプログラミング教育の必修化について、プログラミング教育必修化の背景についてということでお答えさせていただきたいと思っております。小学校では、新しい学習要領が始まることに伴いまして、令和2年度から外国語教育の教科化とプログラミング教育が始まることになっております。このプログラミング教育の導入について文科省では次のように言われておりますので、若干まとめながらご説明をさせてもらいたいと思っております。今日、コンピューターは人々の生活のさまざまな場面で活用されています。家電や自動車をはじめ、身近なものも多くにもコンピューターが内蔵され、人々の生活を便利で豊かなものにしていきます。コンピューターをより適切、効果的に活用していくためには、その仕組みを知ることが大切で重要となってまいります。コンピューターは人が命令を与えることによって動作しまして、その命令がプログラムで、命令を与えることがプログラミングということになります。このプログラミング教育は、子どもたちの可能性を広げるということにもつながってまいります。コンピューターを理解し、上手に活用していく力を身につけることは、あらゆる活動においてコンピューター等を活用することが求められるこれからの社会を生きていく子どもたちにとって、将来どのような職業につくとしても極めて重要なこととなっております。このたびの学習指導要領改訂におきまして、小・中、高等学校とも通じてプログラミング教育を充実することとし、小学校においてもプログラミング教育を導入することになりましたというのが、まず背景でございます。ご質問の2番目にありました教員の授業形態、そのあたりのどのくらいの授業時数になるのか等々につきまして、このプログラミング教育は教科化されたものではありませんで、各教科や特別活動等の中で学習活動の充実を図るために取り入れる形をとっております。実施する学年や扱う時間数を規定されていることはありません。小学校卒業までに各学校で工夫して、情報活用能力やプログラミング的能力を育成することとされております。小学校の先生にとりましては、プログラミング教育は初め

ての領域となります。国もプログラミング教育ポータルサイトを開設し、具体的な指導方法等を情報提供もしております。また、町内では小学校の先生方を対象に日本技術士会の協力を得まして、プログラミング研修を昨年度と今年度に行っております。小学5年生の算数と6年生の理科の教科書にはプログラミングを扱う単元が出てまいります。それに必要な教材やソフトなどは既に学校に用意してございます。また、簡単なロボットを学校に配付しておりますので、総合的な学習の時間などを利用して、始めている学校もあります。あわせて中学校の技術科の教員や技術士会などの専門家などの支援を得ながら、小学校の教員が指導できるような環境を整えることは引き続き努めてまいりたいと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長  
角田議員。

○角田伸一議員

小学校のプログラミング教育については、新学習指導要領によって子どもたちの可能性を広げるという大きな目的があるということでございました。教員の確保については、既に研修等をしているというような答弁でもございました。授業形態については、特別活動の中で行うということですから、とりわけ決まったものはないというように受けました。先ほど中学校のことも少しは出たわけなんです、中学校のプログラミング教育の実態についてはどうなっているのか、重ねて伺いをいたします。

○矢立孝彦議長  
学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

中学校におきましては、技術分野のほうでプログラミング教育を以前から行っているところでございます。その目的は小学校と同じように、現代社会において多くの技術がシステム化されている実態に対応するために、総合的に情報を取り入れ、活用していくことを学ぶものとなっております。小学校では、身近な生活でコンピューターが活用されていることや問題の解決には必要な手順があることに気づくことが目標となっておりますが、中学校では、社会におけるコンピューターの役割や影響を理解するとともに、簡単なプログラムを作成できるようにすることを目標としております。教科書には情報機器の構成やインターネットセキュリティのことなど、私たちの時代にはなかった学習を基礎的なところから学び、中学生の段階に応じ、デジタル機器を活用できる技術を習得することになっております。以上です。

○矢立孝彦議長  
角田議員。

○角田伸一議員

中学校では、既に同様な取り組みがあるとの答弁でございました。新年度から小学校で必修化されるということで、小学校、中学校を通して一貫した義務教育になるというように受けとめておきます。平成の時代は情報技術が飛躍的に発達し、情報化社会と言われていました。今、第4次産業革命で目指している人工知能が人々の生活を支える Society 5.0 と言われる社会を実現するに当たり、各分野で技術者が不足すると言われております。将来の社会を支える人材育成という、大きな期待のかけられている教育だと思います。充実した教育になるよう望んでおきます。次の質問に移ります。有害鳥獣対策について。安芸太田町の有害鳥獣による被害は、鳥類ではサギ、カワウによる漁業の被害が深刻な状況にあります。けものではイノシシ、猿、保護獣であるツキノワグマによる農業被害が大半を占めていると認識をしております。イノシシ、猿による人身への被害も予想されますが、ツキノワグマの出没はイノシシや猿とは比較にならない危険性を秘めております。大きな不安を住民に与えるものでございます。また、ここ数年前から鹿の目撃情報が寄せられるようになってきたところでございます。もともと広島県では宮島と白木山の2カ所が鹿の生息地とされておりました。手厚く保護をされておりましたが、近年、県内の広い範囲に鹿が生息するようになったのは、白木山の生息域が拡散、拡大したからだと言われております。早くから鹿の生息域となった高田郡一帯の農家では、農地の周辺を高さ2メートルほどの柵で囲って被害の防止を図っておられます。鹿は跳躍力がすぐれているため、イノシシ用の被害防止柵や電気牧柵では跳び越えられて、農地への侵入を防ぐことができないからでございます。鹿の生息地域では林業にも被害が発生をしております。植林、山に植えた木の苗をその翌日には食べられていたと、また育った木の皮を食べられて生育が遅れ、木の材質も悪くなるといった林業被害もあるそうです。今年は安芸太田町内で鹿の目撃情報が増加をし、実際に捕獲もされており、安芸太田町も鹿の生息域になったものと思われれます。問題は鹿による農業への被害です。イノシシ、猿、ツキノワグマによる被害

に加えて鹿による被害が発生すれば、農家にとって経費面、精神面で大きな負担になると予想されます。また、生産意欲の減退にもつながりはしないかと懸念をされるところでございます。被害防止という観点から、捕獲が一番効果のある方法であります。安芸太田町内の狩猟者は減少し、しかも高齢化ということで、狩猟での捕獲、また有害鳥獣捕獲班による捕獲対応も限界があると予想されるところでございます。そこで、有害鳥獣対策について伺います。安芸太田町の鹿の生息について、どのように把握をされておりますか。安芸太田町に侵入した鹿を捕獲し、繁殖を抑えることが重要だと考えますが、今日の有害鳥獣捕獲班や狩猟者の捕獲能力で十分に対応できると思えません。町として捕獲効率を上げるための対策についてお考えがありますか。以上、答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

産業振興課、瀬川課長。

○瀬川善博産業振興課長

ご質問をいただきました町の鹿の生息の把握方法と効率的な捕獲対策について答弁させていただきます。まず、町の鹿の生息の把握でございますが、鹿の生息の把握については、毎年広島県において農林業被害が深刻なイノシシ、鹿をより適切に管理していくための計画の策定や各種施策のための基礎資料として活用されるため、銃器、わなの免許所持資格を有する各市町の有害鳥獣捕獲班員に調査を依頼され、有害鳥獣捕獲員において目視によって生息調査が行われて、生息数を把握しているところでございます。生息調査によりますと、広島県では鹿の生息数は近年増加傾向にあるとともに、主な生息地域である広島市北東部、東広島市、安芸高田市の県中央部からその周辺地域に急速に拡大しているところでございます。県内で約5万頭が生息していると推測され、年間で約1万頭を捕獲している状況となっているところでございます。本町では、県の生息調査と住民からの目撃情報の通報により、平成29年度においては44頭、平成30年度には26頭の個体数が確認されるなど、近年本町全域において集落に出没する目撃情報が寄せられている状況となっているところでございます。また、本町での鹿の捕獲頭数は平成29年度は17頭、平成30年度には12頭となっているところでございます。続いて、効率的な捕獲方法についての答弁をさせていただきます。有害鳥獣の捕獲方法としては、主として箱わなや囲いわなによるものとなっております。本町においては、有害鳥獣による水稻、野菜への食害が発生している中、効率的な捕獲方法として、出没情報のあった場所にセンサーつきカメラを設置し、出没時間、個体数やその動向を把握し、捕獲場所等を特定して、箱わなにより捕獲しておるところでございます。より効率的な捕獲方法としては、箱わなにセンサーつきカメラを連動させ、スマートフォンなどの専用アプリで映像を確認しながら遠隔操作で捕獲する手法など、ICTを活用した効率のよい捕獲対策を検証していく必要があると考えているところでございます。また、行政区域を越えて広域に移動する鳥獣に対応するためにも、県も含めた広域連携による捕獲した鹿等に発信機を装着し、放したメスは群れに戻る習性があることから、その群れが集落に接近した際に受信機で把握し、銃器での捕獲を行っていくような捕獲対策も検証していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

角田議員。

○角田伸一議員

鹿の生息状況について、広島県内で5万頭の生息、安芸太田町内でも目撃多数との答弁がございました。安芸太田町も確実に生息域になっております。今までに保護鳥獣に指定をし、保護を続けた結果、増え過ぎて有害鳥獣に格付された鳥獣を例に挙げてみますと、ニホンザル、カワウ、サギ類があります。鹿も同様でございます。ICT活用による捕獲、テレメーターによる監視活動が示されました。これは前向きに取り組まれることを望みます。有害鳥獣捕獲班による捕獲につきましても、ツキノワグマの生息地ということで捕獲方法に制限がかかっております。このことが結果的にイノシシや鹿をも保護している一面があることは否定できません。慢性的なイノシシによる被害、新たに想定をされます鹿による被害を防止するためにも、ツキノワグマの保護と捕獲方法の制限について分けて対応する等の検討も必要かと思いますが、町はいかがお考えですか。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

ご質問をいただきましたツキノワグマの保護とその捕獲方法の制限による、棲み分けについての対応ということでございますが、実際他市町では銃器、箱わなに加えまして、くくりわなによってですね捕獲で実績を上げているところでございます。本町においてもイノシシ及び鹿の生息頭数を減少させ、ま



た被害を防止するためには、このくくりわなによる捕獲も必要であると考えているところでございます。本町がツキノワグマの主要生息地ということで、広島県の鳥獣保護管理計画において、11月15日から翌年2月末までの狩猟期間中のくくりわなの使用禁止が規定されております。しかし、ツキノワグマは冬眠するため、ツキノワグマの錯誤捕獲も回避することが見込めるため、狩猟期間中のくくりわなの使用についての規制を緩和していただくよう、県に対して要望していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

角田議員。

○角田伸一議員

ただいまの捕獲方法の制限は、広島県の一部で、しかも限られた範囲で行われているものだと思います。全国または近隣の県の状況も調査をされて、しっかりと検討されて、県のほうにもですねその旨を伝えていただければいいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○矢立孝彦議長

以上で角田議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時56分

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続けます。4番、富永豊議員。

○富永豊議員

富永でございます。おはようございます。改めておはようございます。せっかくの時間を与えられていただいておりますので、まず1分少々、消費税の増税に伴った私の意見をちょっと述べさせていただきます。2020年度予算で消費税が20兆円を超え、所得税を抜いて最大の税目となった。しかし、アベノミクスが一丁目一番地といったデフレ脱却すら実現しない中での増税で、重増税感だけが残る。デフレとは何か。ざっくり言えば、2年以上物価が下落すること。物価の下落とは何か。物が売れないから、どんどん安くしなければならない。物が安くなったらどうなるか。企業は当然利益が少なくなる。少なくなったらどうなるか。利益を上げるために人件費を抑える。すると、どうなる、ますます物を買わなくなる。それが20年以上続いているのが今の日本。その結果が貧困です。この国に生きる子どもたち7人に1人が貧困。高齢者の5人に1人が貧困。障がい者の4人に1人が貧困。ひとり暮らしの女性3人に1人が貧困。結果、自殺者数が2万人。自殺率はG7で最悪、最も気になるのが未成年者の増加の傾向である。先進国と名乗りながら、この状況。増税を世界はどう見ているか。米国などの社説でデフレ脱却ができない消費税率の引き上げは大失態だと酷評のニュースを取り上げている。増税後の経済成長率は昨年10月から12月期のGDPが年率換算で6.3%減、お金の36兆円の減の勢いと言われている。年明け、新型コロナウイルスの危機対応が試され、経済への影響が顕著になっている。このような事態を迎えて、意見があればお聞かせください。それでは、質問を提示しておりますことで述べさせていただきます。まず、1番の財政健全化に向けての2020年度予算の適正性について聞いてまいります。財政健全化に向けては、財政力の指数0.21の状況で、依存財源に頼らざるを得ない本町を著しく重く受けとめています。改めて提出された資料から財政計画を見ると、硬直した内容で将来にわたって社会経済環境を見渡せば、厳しい考えを持たざるを得ない。また、改善に向け、これまでの経費、今後の見通しを可能な限り包括的かつ正確に捉えることから始まることを再認識させられます。このような考えを持ちながら、本町の予算編成の一部に、一節に予算の適正性を問う文面がある。内容は、基準財政需要額と各施策の歳出額を照らし合わせた比較です。今回、文面の思惑の内容が予算の適正性となり得ることなのか、聞いてまいります。本町には、交付団体となっていることで基準財政需要額見合いが、地方交付税が配分されてくる。その内容は、経常経費で給与費と法定事業の経費が占めていると思われる。つまり、経常経費は給与費を除くと、ほとんどが法定事業に対する経費であることが結論づけられる。一方で地方財政法では予算編成の合理的基準で、経費の設定については自己決定権が含まれている表現である。2つの法のもとでどのようなことがかみ合って基準値ができ、適正予算と言えるのか。企業であるならば、物価の上昇率を基準にしたマクロ算出、実態価格、物価版等で積み上げたマクロ算出で双方の数値比較での判断で計画の良否を問うことがある。行政が言う適正予算とは何か。その比較対象が基準財政需要額である妥当性について、次のような項目を交えながら総合的な説明を求めます。1つは、基準財政需要額との比較の受け止めは、どのような結果と言えるのか。基準財政需要額

には歳出額と比較するほどの役割があるのか。ほかに予算の適正性を問う対象客体があるのか。例えば、財政法で言う適正予算となり得る客体があるのか。予算上の歳出額と運営コストの適正性は違った意味を持つのか。基準財政需要額の算出のチェックはどのようなことで行われているのか。具体的に1つだけお聞かせいただきたいことは、将来に向けて考えなければならないことで、具体的なことで1点お聞きします。情報技術が進化している中で、情報システム運用コストの適正化はどのような捉えであるのか、お聞かせいただきたい。以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課、財政管財担当、三井主幹。

○三井剛総務課主幹

それでは、ただいまの質問について、基準財政需要額ということを中心に予算の適正性ということについてご説明申し上げます。まず、基準財政需要額っていうものにつきまして、その概要と申しますか、ポイントをご説明させていただきますと、基準財政需要額とは地方団体間の財源の不均衡を調整する地方交付税の算出を念頭に、各団体の財政需要を合理的に測定するために算定する額でございます。その算定につきましては、例えば社会福祉費など、各行政項目別にそれぞれ設けられた標準的な経費、単位費用という言葉で使われておりますが、それに対し人口や道路面積など各項目ごとに定められた数量を乗じ、また必要な補正を加えさせていただきます。全体を合算して算出するものとなっております。そして、この基準財政需要額の算定につきましては、地方団体における必要な一般財源として位置づけられているため、目的税や国庫支出金、使用料、手数料、負担金、分担金などの特定財源をもって賄われるべき財政需要は除外しているところでございます。また、基準財政需要額は各地方団体の支出の実績、いわば決算額でもなければ、実際に支出しようとする額、ここで言う予算額でございますけど、それでもなく、あくまで国が定める地方財政計画、国税、それからそういうものの状態を見て地方財政計画というのを定めますけれども、その中でどの地域に住む住民にも一定の行政サービスができるよう、それに必要となり得る標準的な人件費、さらには先ほど申し上げました社会福祉費などの行政経費などを算定する仕組みとなっております。地方団体における個々具体的な事情ではなく、自然的、地理的、また社会的諸条件に対応する中での合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものでございます。そのため、議員ご指摘の部分での実際の歳出額との厳密な意味での比較に適するほど精査されたものではございませんけど、合理的、妥当な水準というもので判断されてくるものでございまして、実際は、要は我々の自治体の予算の適正性を判断するだけのガイドラインというふうな性格は持っております。よって、先ほど言及されました地方財政法につきましては、地方の自主的なところを尊重しながら、そうはいっても財政出動、財政支出の中でのルールというものを定めているものでございまして、実際の予算の適正性というものについてはまでは定めておらず、また他方にもそういうものはございません。ないと私は思っておりますので、我々が実際に予算を算出し、その適正性を判断していただくガイドラインとして基準財政需要額というものを一つの指標として判断しているところでございます。一方、基準財政需要額は合理的で、かつ妥当な水準をもとにした標準的な財政需要の積み上げであることから、民間委託や指定管理者制度、または自治体連携など、効果的な行政運用による行革努力を行えば、その分だけ財源を他の行政施策に活用することができるものとなっております。このようなことを踏まえさせていただきますと、実際の予算額と基準財政需要額を比較した場合、本町の個別事情として、中山間地域として人口が少なく、広大な面積の中で集落も点在し、高齢化率も50%を超えているということもあり、他の類似団体と比べて個々の行政コストがやや高くなってございまして、基準財政需要額よりは実際の予算額のほうが多くなるという傾向でございまして、今回についてもそのようなところになっているところでございます。そして、そのため結果として別の財源をもって、その差額を埋めなければならない状況でございまして、また、学校統廃合など、過去の大型公共投資による町債の返済額の負担増も相まって、令和2年度の予算編成におきましては、その収支を見たときに単純な歳入だけの考えではなく、財源不足を財政調整基金の取り崩しで補填しているところでございます。しかし、これまでご説明してきたとおり、今の流れと規模で基金の取り崩しを続けていけば、基金は数年のうちに枯渇し、財政危機にさいなまれるため、今回の予算編成においては全ての所属に対して既存事業の進め方や経費の再点検を今まで以上に促し、経常的な経費を一定程度抑制し、基金の取り崩し額も当初の推計よりも約4億円程度の縮減を図ったところでございます。そのため、今回の予算編成を基本として、今後とも歳出抑制とふるさと納税など新たな歳入確保に注力して、持続的なまちづくりを支える財政運営を行っていきたいと考えております。次に、予算の適正性と運営コストの適正についてでございますけども、これにつきましてはその捉え方によって、さまざまな議論があるところでございまして、

ども、そこで私としては前者をある一定の、前者、予算ですね、前者を一定の行政サービスを実現するために必要な経費を積み上げたものとし、後者を一定の行政サービスによる成果の質的または量的な評価を判断するための経費として捉えさせていただいております。まず、両者に共通することは、経費を算定または評価するための正確なデータの積み上げと分析が求められるということでございます。一方、違いとしましては、前者が経費の積み上げの正確さに重きを置き、後者はまずは成果の評価があって、それに対する適正な経費であったかどうかということにあると考えております。その上で今後とも我々に求められるものは、後者の言う運営コスト、いわば本町の長期総合計画に位置づけられたさまざまな施策にひもづけられた目標の達成のために、どれだけのコストをかけられているかということを判断し、絶えず小さなPDCAを回しながら成果志向による適切な行財政運営を図っていくべきだと考えております。そのため、今回の予算編成に当たっては、予算編成方針の中でもお話をさせていただきましたが、第2次長期総合計画の後期基本計画の策定にあわせ、全ての事業とその事業費について関係する施策やその成果目標の整理を行いました。これを発射台として、今後とも予算と成果を連動させた施策の展開と財政運営を図っていきたくと考えておるところでございます。最後に、情報技術の進化を見据えた情報システム運用コストの適正化につきましては、既に住民基本台帳管理や税、介護保険など、住民サービスの基本となるシステムの運用について近隣市町と連携し、共同でクラウドシステム化してコストの縮減化を図っているところですが、急速に開発が進むデジタル化社会の到来に向けて、IOTまたはAIなどの先端技術やビッグデータの行政の分野における活用が期待されており、産業振興や福祉・医療、防災、移動手手段の確保など、本町が抱えるさまざまな課題の解決に向け、新年度、国が創設しましたデジタル人材派遣制度、これは今申し上げましたIOTやAIなどの未来技術というものにつきまして、そういうものを地方自治体のさまざまな課題解決に資するために役立てていこうというふうな意欲的な企業の人材を内閣府と総務省が連携して地方に派遣していくというものでございまして、財源につきましても特別交付税で補填するというふうな制度がございます。これを活用して、新たに事業として未来技術活用推進事業というものを起こさせていただきまして、これらの技術革新等を効果的に活用できる調査研究を重ね、行政における運営コストの縮減と住民サービスの適正化を図っていきたくと考えているところでございます。長々と以上でございます。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

説明の内容で私が感じたことは、私も多少イメージしたものがあつたんで、そうかなという、思う部分が8割ぐらい、私が理解できたのはね。じゃあ、それを今表現していくとわかりにくい、イメージ的にはそうかなという思いは、そういうもので決められてきて、適正性っていうのを問うていくのだろうなっていうふうに思ってたんです。これが、その適正性っていうのがもっと住民にわかりよい適正性っていうのがあるのかなと思う。というのは、予算っていうものの根拠がしっかりしていないと、その根拠で住民に説明できるようなものでないと、決算までの流れが曖昧で流れていくんじゃないかなと思ってるんですよ。決算のときではどうなるかって言やあ、予算のことを忘れて、極端に言えば、施策、政策の報告会みたいな感じになりやすいのではないかなと思ってる。では、入り口でもう少し、例えば入り口論で経常経費については、この予算についてはこの程度は考えとると。公債費については、比率についてはこの割合的なもので抑えることにしておると。それによって住民サービスを行えると思うというふうな、1行か2行で語られるようなものがあって、それでなおかつ住民に今までの説明では、お金がない、お金がないっていうことで一辺倒でという住民からの声を聞くんでね。もう少しわかりよくできるようなものっていうのを考えたときに、私が素人的に考えてるときには、経常経費のこの予算でいくと、これぐらいになるよということができるとかどうか。それともう一つは、長期計画に沿ったときも同じなんですけど、財政計画の長期に沿ったときを、財政計画令和6年ぐらいまで出されとる内容を見ると、見ただけでは、これ賄えるじゃないかということになるような数字なんですよ、歳入歳出が合ってるっていうことですね。そこにおいても、じゃあ本当に経常経費っていうものを考えた数字はこうなんですよと、それを今度どうやって埋めていくかっていうことはあるにせよ、そういったことが出ないのかなって思ってるんです。意味わかる、ですかね。要するに、経常経費っていうものの算出をもっと詳しく述べたようなものの財政計画と予算時のものが、私は一番ベターのような一つは捉え方ができるのかなっていうふうに思ってるんですよ。じゃあ、今の予算で、20年度予算で経常経費は何ぼなんっていったときには、出しとかなけりや、何ぼぐらいの経常経費を見込んで、この予算については組み込んできたというようなものが見えるかどうかというところを、ちょっとどういような状況であ



るのかっていうことをお聞かせ願いたいなっていうふうに思っております。これは私の思いですから、それはそれぞれの意見があることですから、そこらをちょっとお聞かせいただいたらなと思うんですね。そのことが私から見れば、そのことをかみ砕いていけば、住民への説明の予算内容っていうのがわかりよくなっていくのかなっていうふうに思ってるんですね。以上のところを私の思いをお汲み取りいただいて、答弁のほうをお願いしたいと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

今のご指摘の部分でございます。確かにそうだというふうに認識しているところでございますが、要は私も同じ思いがございまして、そのため全体としての経費の額とそういうものについてのより住民の方にわかりやすくお示しするためにどうするかということは考えているところでございますが、まずはもって全体の経費の中で施策をどう展開して、それがどういう行政サービスの評価、成果につながっているか、それが皆さんの住民の満足度につながっていくのではないかとというふうに考えているところなので、後期基本計画とかに設定する施策の目標、何年後にはこうしますというふうな定量的な目標値を定めるということになっておりますけれども、それを達成することによって行政サービスを高めるということでございますので、その関係する予算というものの総額を見せながら、実際に目標が年々どう達成状況にあるかというふうなことをあわせ持って説明できるようなことができたかと考えておりますので、今、私ども財政と企画のほうでそれについては議論、整理をしているところでございまして、全体の事業費と施策が連動して、じゃあそれに対してどういうふうにも目標達成がなっているのかということをつまびらかにご説明ができたかと考えております。また、経常的な経費ですから、人件費とか公債費とか、そういうものがございまして。我々が行政運営を行っていく中で定員管理や起債の償還の考え方に基づいて、これについては皆さんの将来の中でのことに大きくかかわってくるということでございまして、全体としては経常収支比率っていうものについて 100%を超えないというところをまず念頭に置かせていただきながら、日々行政を運営していく上での経常経費の中の、特に義務的経費の人件費や公債費、そういうものについてはこういうふうな返済計画、また人件費については定員の適正配置、そういうものを皆さんに毎年お示しできるようなことができたらなというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

それでね、わからんなしに、しつこく申しわけないんだけど、要するに住民への説明で、予算がないというふうな説明をどう向けていくかっていうことから始めるとね、本当の実際の歳入と歳出を比べたときには、大きく歳入部分が低いですと、歳出が多く上回るとと。例えば 100、実際のところは 120%ぐらいですと。それを技術的な予算のやり方によって財政調整基金とかそういうものを積み重ね、留保金として積み重ねてきて、それで今年度はその積み重ねた部分を、これにマイナス部分で埋めて、やっと 100%まで持ってきとるような状況なんですというふうなね予算っていうのか、そういうふうな説明が住民にできないものかなっていうふうな私の考えがあるんですよ。それは、妥当性っていうのが欠けたような考えなのかどうかっていうことね。そこを最後、ちょっとどうなのかなと思って。町長、意見がありましたら、またお願いいたします。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

確かに、ここ今から令和 6 年度まで財政調整基金を取り崩さなければ収支が整わないというのが、財政推計として皆様に 11 月の編成方針のときにご説明したところでございます。その流れというものは、まだ変わらないというふうに考えているところでございますけれども、住民の皆様実際に財政調整基金、歳入歳出を調整する最後の砦でございまして、それらについての残高と、取り崩したときにそれは主にどういう行政サービスを実現するために取り崩さなければならなかったのかということとはできるだけ対応していきますけれども、来年度の決算のときに全体の決算が出てまいりますけれども、そういう場合についてこういうふうな財政調整基金を結果的に決算上、取り崩しておりますと。ただ、それについてはこういう歳出のために必要最小限度の中で取り崩しているということについて、もう少し丁寧な説明と、それがよく見えるように前回もグラフでお示ししているところでございますけれども、それにもう少し



工夫をさせていただきながらやると。さらには、将来の負担ということでの公債費、残債、起債の残債について全体としてこれだけあって、これに対して今の我々の償還計画がこのようになっててということで、今までは残債だけの額のグラフをお示ししてたと思いますけども、それに対して我々が償還計画をもって、その差額をどう埋めていくかということを見える化できればいいかなというふうに思っておりますので、これは今、私が申し上げたことだけではございませんけども、そういうことについてさらに議論、全所属で議論させていただきながら、できるだけ財政の運営の見える化ということについて肝に銘じながら対応させていただきたいと考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

小坂町長。

○小坂眞治町長

質問の趣旨は、予算を編成する中で住民の皆さんの要望全てが実現できない、それは予算が確保できないから、お金がないからということなどをどのように皆さんにわかってもらうかということの質問だなど私は捉えとるとこなんですけども、私たちが予算を組むということの何よりも基本になるのは、住民福祉の向上でありますと、それをどのように実現するかというのがやはり長期の総合計画であろうし、さまざまな計画であります。そうしたものは、要するに計画スパンの中で財政も当然単年度予算主義でありながらも考えていかななくてはならないということは、先ほど来からたびたび説明しておりますけども、過去、近年の大型投資に対する償還がもう我々の大きな負担の領域に入っております。そうした中で、先ほど申しますように計画を実現するということをあわせて続けていく中で、やはり限られた財源の中で、おのずとする事業も限界があるというのは、これは数字の世界であろうかと思いますが、それをどのように説明するかということなんですけども、私、まずは何よりも先ほど申しますように、それぞれの計画の段階から住民の皆様にも多く参画をしていただき、この計画を実現するためには、じゃあこれは後回しにしよう、いや、これのためにはこれが要るよということと一緒に協議したり情報交換することが説明することの前提になるんじゃないかと思っております。その説明が何よりもこの議場で十分な討論をしながら説明をさせていただき、その決まったことを今度は住民の皆様にもどのように伝えるかということの手法を今いろいろと担当のほうでも検討しております。何年か前まではニセコ町の方法を倣って説明をとということにしましたが、なかなか十分それでも伝わってないというような反省点を持ちながら、いろいろ工夫をしておるところでございます。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

質問じゃないんですけど、要するに住民にわかりよくしていくのと、継続した町っていうのは、やっぱり財政っていうものがしっかり頭の中に入っていないと、継続したまちづくりっていうのは、私はここが揺らぐっていうのか、考え方がまとまらなないと、やっぱり住民との協働っていうのもできてこない。それは何かっていったら、やっぱり最後はここのお金の勝負、なっていくと思うんで、そこらはずいぶん研究していかなくちゃいけないと思ってるので、ぜひそのことを住民にわかりやすいということのやり方はどうなんだろうかということをお願いしておきます。この質問については以上で終わらせていただきます。それで次にですね、社会課題と 2020 年度予算についてっていうことで通告しておりますので、そのことで聞いてまいります。それで、万が一これが 30 分以内で終わらないようでしたら、次の予算委員会がございまして、そのときにまたお聞かせいただきますので。社会課題と 2020 年度予算について、通告してる内容について聞いてまいります。消費税率 10%で始まる 2020 年度予算、軽減税率とかポイント還元とかの言葉に踊っている感がある。何のための税率アップだったのか、何が変わろうとしてるのか、何の社会課題が解決できたのかを聞いてまいります。消費税 10%に伴う社会保障費の改善される内容について、10%になった消費税、主として改善されるのが社会保障、高齢者中心の使い道を全世代型、つまり若い世代まで広げたとされている。増税によって増える税収は社会保障の安定のための部分と全世代型の改善部分として、高齢者向けで介護職員の処遇改善や介護保険料の軽減、そして年金生活者への給付金、それ以外の政策に加えて、保育の受け皿の拡充によって待機児童の解消、高等学校教育、幼児教育への無償化などです。確かに全世代型になってるように見えますが、深掘りしていくと、これには条件があるか、その条件についてお聞かせください。1つは、介護職員の処遇改善や介護保険料の軽減の条件と予算措置のあり方についてお聞かせいただきたい。年金生活者への給付金の条件と予算措置のあり方についてお聞かせいただきたい。幼児教育の無償化についての条件と予算措置のあり方について、対象の見込み、また保護者への影響などについてどのようなことが言えてくるのか、

予算措置などをお聞かせいただきたい。次に、デジタル化に向けての予算について、各国の中央銀行が現金のかわりにデジタル通貨を発行したらどうかという議論が注目されている。研究スピードが速まってきたのが、世界中に 20 億人以上のユーザーを持つフェイスブックがリブラというシステムでデジタル通貨を 2020 年度中に発行する計画を発表したことがきっかけです。これまでの課題であった仮想通貨は紙幣との交換がクレジットの企業連合体が結合したことで課題が解消した。国際間の送金、決済等の安価な手数料で企業と企業、個人と個人の直接でブロックチェーンという安全性の高いネットワークシステムで中央銀行等に仕掛けてきた。この起こり日本も含む各国の中央銀行関係者に目覚まし時計の役割を果たしたと指摘されています。今、完全にデジタル化へのかじが切られたことは、私どもの社会にどのような変化をもたらし、またどのように対応すれば暮らしに役立たせてできるのかを考えると、1 つ外せないのは、格差社会の課題解決です。脱税防止、課税控除の抜け穴の解消、格差社会の解消、金融資産課税の適正把握です。もう一つ、暮らし、生活の仕組みの変革です。デジタル化のすぐれていることは、透明性の高い根拠でコミュニケーションができ、動きで見ることができ、モバイルでできる、その物事の進みはスマートフォンが担うことになる。このような動きを重く受けとめていくことが問われている。デジタル社会の外堀は埋められている。その準備が求められている。国はテクノロジーの技術を社会の隅々に取り入れ、社会課題を解決するには、新たな社会を Society 5.0 を具現化する予算措置に充填してもたらししている。本町の今回のデジタル化予算措置はどのような事業、施策で組み込まれているのか、説明を求めます。次に、キャッシュレス化の推進について。昨年 10 月からキャッシュレス化を推進するポイントの還元事業が開始されました。消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減を防ぐために、キャッシュレス化による軽減税率の導入がされました。そもそも問題があった。キャッシュレス決済ができる人は余裕のある人。高齢化の人はやらない人が多い。余裕のある世帯は多少安く買うことができる。このことは、格差拡大型の施策のように思われる。店舗側も同じで、余裕のある店舗は導入できるが、一般の店舗は導入できない課題があり、恩恵はない。店舗側にとっても格差拡大型で、施策的には首をかしげる問題は当初から言われた。しかし、今後、経済構造を考えれば、このキャッシュレス化はビッグデータにおいて主流となることは確実と思われる。この還元事業は 6 月に終了です。終了後もキャッシュレス化は進んでいく。国はキャッシュレスの導入率を 2025 年までに 40%引き上げる目標を設定している。本町のような零細企業の多い町にとって、キャッシュレス化は消費者、販売者の双方に非常に難しい問題を含んでいるところである。あえてお聞きします。本町の導入の状況、今後の取り組みをインバウンドとの関連とあわせてどのような考えか、お聞きいたします。今後、公共料金もキャッシュレス化を考えるものと思われ、その考えを交えて意見をお聞きしたいと思う。マイナンバーカードの推進について。今、世の中はキャッシュレス化全盛期で、キャッシュレス元年と言っているものではないか。トヨタがウォレットというキャッシュレスカードを過疎地域も含めて日本全国に広めると発表した。明らかに未来のデジタル社会につなげていくことの基盤づくりである。産業界のトップの上から行政が力を入れるべきことは、マイナンバーカードの普及である。マイナンバーカードを個人情報とは別軸中で考えることができれば、IOT、ビッグデータ、AI が結びつくことで、次の時代の行政のデジタル化で住民台帳のサービスの提供が推測できる。今回のマイナンバーカードの取り組みは、先述した国の主導に積極的に関わっていくべきだと思っています。以上の考えが含まれるマイナンバーカードについて、今後意識的な施策で進めていくことが求められている。どのような考えか、お聞きいたします。地方創生の予算について。リーディング施策の設定の考えが第 2 次安芸太田町長期総合計画の骨子として計画されている。そのことに基づいた予算編成が行われたことと思う。説明を求めたいことは、地方創生として柱とすべき施策などでの予算、また国とのつながりを考えた予算、継続したまちづくりに多くの施策が考えられることから、その狙いを交えた予算について、総合的な説明を求めます。最後に、会計年度の任用職員の処遇について。2020 年 4 月 1 日から実施される会計年度任用の給料等の説明を受けてきたところである。その内容は、フルタイム、パートタイムの任用制度の違い及び法定福利費、法定外福利費と退職給付費等の費用での適用の違いについて説明をお聞かせください。また、予算措置はどのように扱われていくのか、あわせてお聞かせください。さらに、今回の会計年度任用職員については、処遇改善に値するものと考えておられるか、あるとしたらどのようなことで考えられておるか、説明を求めます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

質問が多岐にわたっておりますので、答弁者は順次、簡潔にご答弁願います。福祉課、伊賀課長。

○伊賀真一福祉課長

それでは、福祉課のほうから消費税 10%に伴います社会保障費で改善される内容についてご説明をさ



させていただきます。介護保険におけます消費税のリソースが充当される部分は、議員のほうのご質問もありましたように、介護報酬の改定と介護保険料の軽減でございます。介護職員の処遇改善につきましては、大まかに申しますと、深刻な人手不足が課題となっている介護の現場におきまして、介護職員の賃上げによる処遇改善、それをひいては労働環境条件の改善、そして介護離職ゼロを目指していくものでございます。今回の改定、処遇改善につきましては、まず介護報酬の基本的な額をですね、これまでよりも 0.39%、まずは高くしたことにあわせ、新たに報酬を算定できる加算というものを新設いたしました。これが特定処遇改善加算というものでございます。この加算につきましては、経験や技能のある介護職員さんの処遇改善を重点的に図るためにつくられた加算であります。具体的などこで申しますと、勤続 10 年以上で介護福祉士等の資格を持つリーダー級の職員の方を対象にし、その方々の月額給与を最大で 8 万円、年額で申しますと 440 万円ぐらいの給与基準まで上げるというもので、国のベースで申しますと、毎年約 1,000 億円ぐらいの公費が振り向けられるように予定されてるところでございます。ただ、この申しあげました特定処遇改善加算を算定ができる事業所、その要件もかなり厳しいものがございまして、従来処遇改善加算を確実にとっておりますとか、またいろいろな算定要件におきまして資質の向上、労働環境、処遇の改善、またその他いろんな区分において、必ずその一つ一つの項目に取り組んでいること、さらには加算の中でもかなり重要なサービス体制の強化加算というものがございまして、そういった加算を確実にとっている、それがとれてなかったら、このたび新設されました特定処遇改善加算というのは、事業者においては算定できないというような要件もございまして、町内におきまして今 4 つの事業者がございまして、そのうちこの特定処遇改善加算を今回算定された事業者は、2 つの事業者でございます。この 2 つの事業者を含めて、町内に今介護従事者の方が 125 名、介護のほうに従事していらっしゃるんですけども、その中で特に先ほど申しあげましたような特定処遇改善に当たる方、勤続が 10 年以上、介護福祉士等の資格を持ってリーダー格の立場にいらっしゃる方というのは、その 2 つの事業者の中でも 12 名というふうな数でございます。ほかの算定されていない事業者におきましても、日々の職員さんの人員体制の確保でありますとか、また経営等におきましてなかなか算定が難しい、それをとるのが困難というふうなところもございまして、この処遇改善加算を算定されております事業者が確実にその方々の給与をアップさせていらっしゃるかどうかということについての確認は、年度の中で行います実地指導等において、その部分については確認をさせていただきたいと思っておりますし、また算定がされていない事業者につきましては、人員体制の整備を初め、介護の労働環境の向上に向けて各種相談等に応じていきたいというふうな考えておるところでございます。もう一点目の介護保険料の軽減の部分でございますが、これにつきましては平成 31 年度にもう既に実施をしているところではございますけれども、次年度におきましては、さらにその軽減幅を増やし、介護保険料の軽減を強化するために、この増税分を利用させていただくこととなっております。対象となられる方につきましては、住民税の非課税世帯の方が対象となり、町内におきましては、次年度の予算の中で算定したときに 65 歳以上の方が 3,100 名いらっしゃる中、そのうちの 1,314 名の方がこの保険料の軽減の部分に該当するというふうな今算定をしてるところでございます。全体で申しますと、42.4%の方が該当になると思われまして、この保険料の減額をしました額の総額につきましては、国が 2 分の 1、そして県と市町がそれぞれ 4 分の 1 ずつ特別会計のほうに繰り入れることとなっております。次年度におけます保険料の軽減に伴う条例改正等につきましては、4 月から 6 月までが仮徴収の期間となっており、前々年の所得段階や保険料額で徴収を行うこともございます。また、国からの正式な政令等がまだ出ておりません。改めて次年度 6 月以降に条例の一部改正のほうをお願いしたいというふうな思っております。福祉課からは以上でございます。

○矢立孝彦議長

答弁者の皆さんには、細かい説明、数値等々については工夫をして、また別の機会にご答弁を願いたいと思っております。住民生活課、上手課長。

○上手佳也住民生活課長

私のほうから年金生活者支援給付金制度とマイナンバーカードの推進についてご回答のほうをさせていただきます。まず、年金生活者支援給付金制度でございます。こちらについては 3 種類ございます。高齢基礎年金を受給する人を対象とします高齢年金生活者支援給付金、障害基礎年金を受給する人を対象とします障害年金生活者支援給付金、遺族基礎年金を受給する人を対象とします遺族年金生活者支援給付金の 3 種類でございます。条件でございますが、まず高齢年金生活者支援給付金でございます。3 つの条件を全て満たす必要がございます。1 つ目が 65 歳以上で高齢基礎年金を受給をされていること、2 つ目、請求される方の世帯全体の市町村民税が非課税となっていること、3 つ目、前年の公的年

金等の収入額とその他の所得との合計額が 87 万 9,300 円以下であること、この 3 つを満たす必要がございます。障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金につきましても、一定の所得基準を満たす必要がございます。予算内容等につきましてでございますが、冒頭、国の制度でございまして、町のほうで詳細については承知をしておりませんので、ご了承をいただきたいと思います。次に、マイナンバーカード制度の推進についてでございます。現在の普及率でございます。令和 2 年 1 月 20 日現在の普及率でございますが、全国で 15%、広島県全体で 14%、安芸太田町で 13.6%と、余り普及していない状況でございます。マイナンバーカードでございますが、身分証明書としての利用でございますとか、e-Tax 等の電子証明書等を利用しました電子申請等のほか、今後、健康保険証としての利用やマイナポイント制度の導入、民間サービスでの利用拡大等、マイナンバーカードが利用される範囲は広がっていくものというふうに考えております。このようにカード取得によるメリットを一人でも多くの住民の皆様を受けていただけますよう、マイナンバーカードの仕組みでありますとか安全性、利活用などの広報活動の充実でありますとか、役場窓口に設置をしておりますタブレット端末を用いました申請補助等を行いまして、マイナンバーカードの取得の拡大に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

児童育成課、園田課長。

○園田哲也児童育成課長

児童育成課のほうから幼児教育無償化に係る部分の説明をさせていただきたいと思います。令和元年 10 月より消費税 10%となる増収分を財源に、全ての 3 歳から 5 歳及び 3 歳未満児の住民税非課税世帯について、幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前施設の利用料が無償化をされているところでございます。安芸太田町の利用児童状況につきましては、本年 3 月 1 日時点で 169 人の児童が就学前施設を利用しておりまして、そのうち 3 歳以上児が 110 人となっているところでございます。ですので、3 歳以上児の 110 人については、全ての無償化がなされているというところでございます。国の予算措置につきましては、本年度は無償化に係る地方の影響額につきましては、国の臨時交付金によりまして全額国費により対応されるということになっておりますが、新年度、令和 2 年度からは無償化に係る部分について通常の負担どおり、私立については国が 2 分の 1、県、市町が 4 分の 1 ですが、公立については市町が 10 分の 10 ということになっているところでございますが、地方交付税の算定に当たり、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとなっているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

企画課、二見課長。

○二見重幸企画課長

デジタル化に向けての予算計画でございますが、先ほどの総務課主幹のほうの説明にもありましたように、デジタル人材の受け入れに要する費用を計上させていただいております。また、あわせて小型無人機ドローンも導入することとしておりまして、こちらにつきましては町内でドローンスクール等を事業化されている事業者と連携しながら、実証を進めてまいりたいと考えております。それから、地方創生関連でございます。地方創生関連は現在、まち・ひと・しごとの第 2 期の総合戦略を策定しておりますが、柱としては定住、それから人材確保、それから暮らしやすさの向上、コミュニティの向上、それから産業の活性化といった 4 つの施策を推進してまいりたいと思います。それに伴います予算として、地域商社あきおおたの運営補助、あるいは道の駅の整備、計画に要する費用、それから生涯活躍に関連する事業、それから加計高校への支援事業、それからインバウンド促進のプロジェクト等の費用をこのたびの予算をお願いをさせていただき予定としております。以上です。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

商工観光課からはキャッシュレス化の推進について答弁をさせていただきます。本町内の商店、小売店業者におかれましては、昨年度から商工会を通じてキャッシュレス化を推進していただいているところでございます。商工会員は昨年末で 300 余りの会員が加入されておりますけれども、そのうち既にキャッシュレス化をされているのが 53 カ所、会員数でいいますと 42 会員となります。パーセンテージで 14%ですので、先ほどありましたマイナンバーカードと同率かと思えます。こういったわけで、何らかのカード決済、あるいは最近で普及しておりますスマートフォンによる電子決済が行われるようになっております。カード決済とスマホ決済の比率は、おおむね半数でございます。経産省のホームページか



らは、この登録された店舗名がございまして、先ほどの数字もそこから引用した数字で、1月末現在の店舗数となっております。キャッシュレス決済自体は、先ほど言いましたクレジットカード以外にもデビットカード、電子マネー、QRコード、バーコード決済などが種類としてございます。昨年度までの流れとしましては、消費増税に絡み、軽減税率に対応した8%、10%分けができるレジを導入する際に、補助を3分の1から3分の2までの幅のある中で国が補助をしていたところでございます。その後の動きとしまして、現在掌握しておりますことを紹介させていただきますと、スマホで普及が始まっておりますが、〇〇ペイ、いろんな種類がありますので固有名詞は避けませんが、ポイント還元も含めて普及拡大をしている状況でございますが、今年度、国内では岩手県、長野県、和歌山県、福岡県を対象として、このQRコードをJPQRとして統一化するQRコードを別途設置するというような対策をしております。これはどういうことかといいますと、〇〇ペイでそれぞれ例えばスマホのキャリアが違いますが、その使っているQRコードでもJPQRをかざすだけで、何々ペイとかで自動的に振り分けられるということでございます。この利点は、小売店自体がそういったたくさんのペイに対応しなくていいという利点がございまして、新年度の動きとしましては、6月ぐらいを目途にこの普及が始まります。4番議員もご心配されておりました小売店等の負担につきましても、この制度で導入する場合は国が3分の2、決済事業者が3分の1を持つということで、実質負担ゼロで導入可能と聞いております。こういった制度も商工会を通じて各商店街、小売店業者に説明なり普及を促していきたいと考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

総務課、長尾課長。

○長尾航治総務課長

それでは、会計年度任用職員の処遇についてということでご質問を頂戴いたしました。時間の関係上、短く答弁をさせていただきます。処遇改善に当たると考えているかというご質問でございました。この部分につきましては、国の制度として全国で定めた新たな制度ということでございます。当然ながら処遇改善に当たるといふふうに考え、進めてまいる必要があると考えております。本町では、時間単価または期末手当といったところで考えれば、処遇に関しては改善に当たるといふふうに考えておりますけれども、その会計年度任用職員のそれぞれの職のあり方、また時間の配分等々は今後も考えて検討していく必要があるというふうには考えております。なお、新年度におきましては課題を整理し、必要に応じて制度の見直しを図っていくことを考えておりますけれども、国からの財源措置が今現在見込まれているということもございまして、令和2年度におきましては、現在の臨時職員の部分のある程度踏襲しながら運用をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

まず、せかして申しわけなかったことをおわびしときますね。それで、1つだけ言わせていただくと、マイナンバーカードなんですけど、これはぜひ進めていっていただきたいという意味合いは、これからの行政サービスっていうのは、今までは受け身だったろうと思ってるんですね。これを今度は能動的に行政側から対象者なりをはじき出して、例えば助成だとかいろんなものについては、行政側から打って出るというふうに行くように考えられていくんだと思ってる。ですから、国もマイナンバーカードっていうのに力を入れてくるだろうというふうに推測できると思ってるんで、このマイナンバーカードは、ただプライバシーとかいろんな問題はありますが、ここは別軸で考えたときというふうなものも考えていって、マイナンバーカードを進めていっていただきたいと思っております。以上です。今日はありがとうございました。

○矢立孝彦議長

以上で富永議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。午後1時30分から再開します。

休憩 午前11時55分  
再開 午後 1時29分

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。5番、末田健治議員。

○末田健治議員

5番、末田です。通告しております一般質問を行います。前段の言葉はありません。以上。小坂町政

は3期目、残り任期は7カ月になります。私も3年前に議席をいただき、まちづくり、地域づくりについて町長の方針を聞いてまいりました。これまで明確なまちづくりの考え方を聞いた記憶がございません。人口減少は止まることはなく、地域からは諦めの声ばかり聞こえてきます。先日も加計地区の自治振興会連絡会議の際にも、役員のみならず、元気が出ないという声が多く出されておりました。私は、まちづくりの基本は住民とともに進めるべきと考えています。要は、いかに住民の皆さんをまちづくりの地域づくりに関わってもらおうということを進めれば、希望が見えてくるのではないのでしょうか。希望が見えれば、おのずと意欲や力が湧いてくるというふうに思います。まちづくりの先例地を見ても、必ず住民が立ち上がり、町政に関わっている町が活気づいています。その希望や意欲を持ってもらうきっかけづくりの一つの取り組みとして、次のことを提案いたします。質問1、地域一品運動で地域活性化を図る考えについて問います。一村一品運動は、昭和55年、大分県の平松知事の提唱に始まり、全国的に広まったと言われております。狙いは各地が自前の発信力で地域活性化を図るといふ村づくりの意識改革にあります。村の特産品の中でさまざま個性的な特産品が開発され、ふるさと宅急便を生む原動力になったと言われております。そこで、1番目の質問でございます。それぞれの地域に特産品や、あるいは植物、自然など、誇れる宝があります。この宝を活かす活動を通じて、地域活性化を図る取り組みです。本町も地域一品運動を進める考えはありますか。質問の2つ目です。そして、その成果を確認のため、各地域の取り組みを発表する機会を1年1回、行う考えについてはいかがでしょうか。3つ目です。各地域の取り組みを支援するために、仮に地域の宝一品推進事業として本事業を制度化する考え方はございませんか。以上、3点について伺います。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

まず、1点目の地域活性化を図るための地域一品運動を進める考えについて答弁させていただきます。本町では、特産品や歴史文化など、地域の特色のある地域資源が数多く存在しております。昭和50ころには一村一品運動が地域活性化に寄与された取り組みとして全国にも普及し、本町の旧町村においてもふるさと一品を選定し、特産品振興をしてきたものとなっております。その当時から地域の特性、特徴を活かし、ある程度の原材料等の量が確保され、加工して付加価値の高い特産品として生産することで、農林水産業の収益向上対策として、祇園坊柿、シイタケ、太田カブ、杜仲茶、コンニャク、ワサビ漬け、木工芸品、アユなどを選定し、特産品を育てる人づくり、地域を育てる人づくりと地域づくりを進めてきたところでございます。特産品振興を進める中で、過疎、高齢化による担い手等の人材不足により、生産、加工に携わる後継者等の育成確保、また原材料となる農林産物の量の確保にも影響が生じるなどの生産体制が確立できないことから、生産規模を縮小して特産振興をしている状況となっております。今後において、祇園坊柿のように栽培技術支援や加工、販売、PR方法の改善により新たな商品価値を生み出す取り組みを進めていき、地域の誇りとなり、地域で稼げる仕組みづくりを検討していきたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

地域づくり課、栗栖修司課長。

○栗栖修司地域づくり課長

ご質問の地域一品ということでの切り口でございますが、最終的には地域づくりという形でのつながりというご質問でございましたので、地域づくりのほうからご答弁をさせていただきます。先ほど産業振興課のほうから答弁をいたしましたように、地域でそれぞれ特産品づくりということで、これまでずっとやってきた経緯はございますが、それがずっと継続的に進められた部分がありますけれども、やはり規模縮小、そして高齢化によりだんだんと消滅してきておるのが実態と捉えております。ご質問のように、それぞれの地域が地域の特性、特徴をどのように利活して地域づくりを進めるかということが一番重要と考えております。このことは、最終の目標は地域がそれぞれ自立できるような形、そして高齢者であってもいろんなまちづくりに参画をしていただく、そういうことが特産品づくりから新たなコミュニティづくりであるとか、そういうものにつながっていくものと考えております。町においては、地域マスタープランという呼称で取り組みを行いました。地域のそれぞれのまちづくり、中期的な計画をみんなで作っていかうということで、話し合い活動も行われておった経緯がございますが、現状ではそれに従った地域のそれぞれの活動がなかなか結実してないというのが実態のように捉えております。こういう地域それぞれの自治組織のみではなし、広域的な連携を持ちながら、地域の特色を地域の方の知恵を一緒に出しながら、そして行政が応援していくというのが、やはり地域のづくりの一番近道では

ないかと捉えております。このようなことを、ご提案ございましたように地域の中での取り組みを、世代間交流も含めて地域が一つの方向を向いていくということが、大きなまちづくりの方向性になるのではないかと考えております。2番目にいただきました、こういう場の発表会といいますか、相互の成果を確認する会を持ってはどうかというご提案でございましたが、以前は地域づくりフォーラムという形で、ささやかではございますが、地域の方々が町の支援制度を使って取り組まれた事業内容等を発表いただき、皆さんにお聞きしていただく。それを各地域において、それを少し例として取り組んでいただきたいということで数年やってまいりましたが、近年はそういう機会も少なかったということで、私どもも反省をしております。そういう地域の方々が相互に連携することが大切な内容だと思いますので、今後こういう地域づくりの意見交換ができる場を今後設定をしていければと考えております。それと、制度化ということでございますが、地域活動をやる上で現行の制度では個性ある地域づくり助成事業というものを町のほうで準備をしております。これは、近年では件数もかなり少なくなってきておりますので、こういう部分を活用して地域のいわゆるチャレンジを応援していくというようなことも一緒にやっていければと考えております。今後のコミュニティーの結束ということで、特産品づくりとあわせて地域の方々が地域の一番づくりというような切り口で、一緒に行政も応援をしながら支援の体制を確立していければというふうに考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

地域商社あきおおた事業本部長、武藤本部長。

○武藤克巳地域商社あきおおた事業本部長

地域商社の取り組みの中でも地域製品の開発ということは今始めようとしております。ご紹介させていただきます。地域商社推進協議会の準備といたしまして、地域のこれは町内全ての事業者に声をかけさせていただいて、今取り組み始めようとしてるのが、地域の特に農産物の月ごとのカレンダーづくりですとか、あるいはそれをもって域外にどのような販路を開拓するかというような話し合いの場をつくり始めております。以上、ご紹介でございます。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

私の質問の意図は、要するに元気のない地域をどのようにまず元気をつけてもらうか、まちづくりのスタートというのは、その地域の元気を高めることから始まるという観点で質問させてもらったわけです。地域一品でもう既に商品化されている地域は、その生産なり活動を続けておられるわけですから、そこはさらにそれを伸ばせばいいわけであります。要は、うちのところには何にもないよと、将来もなかなか展望は見えないという地域において、しかしでもそこには何らかの磨けば光る宝というものは必ずあると思うんです。その取り組みを通じて元気になってもらうということが私は大事だというふうに考えておりますので、その視点を踏まえた取り組みを継続してもらいたいというか、やってもらいたいというのがこの質問の趣旨でございます。町長は、この考え方についてどのように思われますか、ご答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

小坂町長。

○小坂眞治町長

平成 23 年だったと思うんですけども、安芸太田町の人口減少がなかなか思うようにストップをかけることができないことをどのように解決するかということで、皆さんにお集まりいただきまして、未来戦略会議を開きました。その中で多くの提言をいただきました。今ご質問にありましたように、我が地域にはまだまだすばらしい宝がある、それを磨き上げて情報発信をし、多くの皆様に知っていただき、また評価をしていただき、そうすることで交流が促進でき、また定住に結びつくんじゃないかと。この宝は、先ほどお話がありましたように、まさに地域の人たちが宝だろうと思いますけども、その人たちの宝であることのエネルギー、行動の源がやはり地域の特産品であろうし、また伝統文化でもありましようし、またこのすばらしい自然景観でもあろうということで取り組みを始めました。この取り組みの一番の目玉は、観光協会の事務局長の全国公募でした、私の中では。そして、すばらしい人材が来てくれて、また新しい取り組みを続けて、始めてくれており、それこそ地域の皆さんと一緒に元気ができる取り組みが始まったところでございますけども、残念ながらそのことを我々が継承することができずに空白があいたことがございます。それをまた挽回したくて、このたび地域商社を立ち上げて、先ほど申すような思いをぜひとも実現していきたいという思いを持って今、先ほど武藤のほうからも説



明いたしましたように、地域の宝をもう一度磨き直して、情報発信をして、また評価をいただく、そのことが地域の皆さんの誇りになり、また活動のエネルギーになるものと今質問をいただきながら、また思いを新たにしておるところでございます。また、そうしたことをそれぞれの取り組みのすばらしさを多くの皆さんと共有するという機会を持つ意味におきまして、ご提言いただきました発表する場等も考えていく必要があると思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

こういう取り組みというのは、継続性、そして粘り強さというのがなければ、1年やって直ちに成果が出るようなものはありませんので、ぜひ今の視点を忘れずに継続した取り組みを希望して、この質問を終わります。次に、通告しておる2番目の質問ですが、農地保全対策について伺います。中山間直接支払制度は、令和2年度より第5期対策が始まります。この制度は、条件不利地域における農業の支援策として制度化され、本町においても制度の活動による農地保全が図られてきているところでございます。しかし、高齢化の進行というのは著しく、この4期まで20年、著しく進行しております。そのため、事務担当者が不在の地域においては、制度活用を辞退する地域もあると聞きます。せっかくの制度が活かし切れないばかりか、その結果、農地の荒廃が進行することにつながります。行政として事務補助等の援助をし、農地保全、つまり国土保全を図るべきと考えますが、いかがでございますか。それから次に、質問内容を変えますけれども、ドライブハロー装着トラクター運転について、大型特殊免許により公道走行が可能になったという法改正がなされたと聞きます。このことに関して行政からの情報提供はありましたか。1.7メートルを超えるドライブハローなど装着車でも、大型特殊免許所持者は公道を走行することが可能という改正でございます。その免許がなければ、当然無免許運転となります。無免許運転というのは重大な道路交通法違反となります。場合によっては免許取り消しという事態も想定されます。これから農繁期を迎える農家は困惑されていると聞きます。私が自動車学校に照会しますと、普通免許取得者などの方で受講申し込みが殺到しており、4月までは入校できないというふうに聞きます。農家としては大変な状態にあると思われませんが、行政としての対策はどのように考えられているか、伺います。なお、受講料は6時間で6万8,000円ほど費用もかかるように聞いております。ただし、この金額についてはスクールによっては多少の差はあるようであり、この費用について全額とは言いませんが、産業振興策の補助対象にしてもしかるべきと考えますが、いかがですか。以上です。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

まず、1点目の中山間地域等直接支払制度の事務処理者不在の地域における事務補助支援等についての答弁でございますが、中山間地域等直接支払制度は、高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持強化を維持するために、国において平成12年度から制度化され、実施されているものでございます。本町においては、本町の農地の多くがこの制度を活用して農業生産活動に取り組みされており、耕作放棄の発生防止、農地、水路の維持管理、鳥獣被害の防止など、集落の自発的な活動計画に基づき、集落の実情に応じた交付金の活用ができることから、集落等の課題解決や活性化に寄与しているものと認識しております。しかし、一方で高齢化や人口減少の進展による農業の担い手等の人材の不足により、集落での共同活動にも支障が生じているものとなっております。令和2年度より第5期対策として中山間地域等直接支払制度が始まりますが、国においては中山間地域の過疎、高齢化の進行により、協定農地面積の減少を強く危惧していることから、さまざまな制度の改正が行われ、実施されるものとなっております。中でも第4期対策の最終評価がまとめられ、中山間地域等直接支払制度を実施するに当たって、事務負担が不安につながっており、より取り組みやすい制度になるよう、事務負担に対する不安を払拭するような制度の見直しが行われるようです。経理事務の外部委託に要する経費が交付金で活用することができるものとなり、交付金に係る事務を行政書士や建設会社等の外部機関へ事務委託することにより、事務負担の軽減が図られ、集落協定の存続を図ることへの期待を寄せているところでございます。中山間地域等直接支払制度がより取り組みやすい制度として活用していただくよう、来年度早期に説明会の開催や町広報紙、ホームページへの掲載等により、新しい制度の周知、働きかけを行うとともに、協定の事務等の支援を積極的に行っていく、本町の農地保全対策として取り組んでいきたいと考えております。続いて、ドライブハロー装着の



トラクター運転に際しての行政庁からの提供、また産業振興策の補助対象として考えるかどうかの質問に対して答弁させていただきます。このたびの作業機を装着したトラクターに対する道路走行時の保安基準等の見直しによって道路運送車両法の改正に関する行政庁からの情報提供については、関係省庁のホームページへの掲載は確認できましたが、市町への情報提供はなく、農業機械を製造販売する民間企業からの情報提供により知り得たものとなっております。このたびの改正は農業の生産性の向上のため、農業者からの要請を踏まえ、道路運送車両法が改正されたもので、これまでトラクターに作業機を装着してない状態でしか公道走行ができませんでしたが、トラクターに作業機を装着して、持ち上げて公道走行することが可能となったものでございます。これまで特殊自動車としての位置づけが明確に規定されていなかった作業機を装着したトラクターの特殊自動車としての判断基準が明確に規定されたことにより、普通自動車免許で小型特殊自動車は運転できていましたが、作業機を装着して幅 1.7 メートル、高さ 2 メートル、全長 4.7 メートルのいずれかを超える寸法で公道を走行する際には、大型特殊自動車の運転免許が必要となります。大型特殊免許を取得するためには、自動車学校か運転免許センター、もしくは農業大学校において免許取得ができます。取得費用はそれぞれ異なりますが、受講、受験料込みで運転免許センターでは 6,650 円、農業大学校では 1 万 8,600 円、自動車学校では 6 万円から 9 万円程度の費用がかかるとなっております。今後において大型特殊免許取得に要する時間や費用負担により農作業への支障や営農意欲の低下につながる上、農地の荒廃にもつながる懸念もあることから、このたびの道路運送車両法の改正に伴う農耕用大型特殊免許の取得費用に対しては、県、農協等の関係機関の動向や情報を共有しながら、町としても産業施策の補助対象として検討を行っていきたいと考えております。また、大型特殊免許の取得費用は継続的な農業生産活動の体制整備に関わりがあるため、中山間地域等直接支払制度交付金を活用することができるものとなっております。この制度の交付金を有効に活用していただき、農地保全につながるよう取り組んでいただくなど、このたびの道路運送車両法の改正に係る作業機を装着したトラクターに対する公道走行時の保安基準等の見直しと中山間地域等の直接支払いとあわせて、町の広報紙、ホームページへの掲載により周知、働きかけを行っていきたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

ただいま産業振興課長のほうから答弁がありました。非常に前向きに取り組んでいただいているようでありますので、ぜひよろしくお願ひしますし、中山間直接支払制度については事務補助等も行うということでの答弁でございました。ぜひ各学区、地域においてもこの制度が活用できないということは、ぜひ避けていただきたいというふうに思っております。次に、3 番目の質問、令和 2 年度予算について伺います。既に 4 番議員のほうから質問もございましたし、それに対する答弁もありましたので、簡潔にご答弁いただきたいというふうに思いますが、令和 2 年度予算は昨年同様の 79 億 9 千万円の予算規模となっております。財政調整基金の繰り入れは 3 億 9,826 万 9 千円減の 2 億 8,683 万 7 千円となっております。元年度の予算から比較すると工夫をされた予算と思われまふ。説明資料でも言われていますように、歳入不足を財政調整基金の取り崩しによる予算組みは破綻してしまいます。そこで、質問でございます。人口減少が続く安芸太田町の現状を鑑み、令和 2 年度予算は持続可能なまちづくりに向け、どのように配慮された予算でございますか、要点をかいつまんで説明ください。2 目目でございます。町財政は極めて厳しい状況にあると思うが、どのような対策がなされたのでしょうか、伺います。安芸太田町の財政状況を踏まえると、難題と思われる旧 J R 橋梁の撤去などの大きな課題が横たわっております。今後の見通し、財政見通しについて説明をください。以上です。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

それでは、ご説明申し上げます。まず、令和 2 年度予算は持続可能なまちづくりにどのような配慮をされた予算かというお尋ねの分につきまして、まず令和 2 年度は本町の第 2 次長期総合計画の後期基本計画のスタートの年でございます。この計画が目指す町の将来像「豊かさあふれ つながりひろがる安芸太田」の実現に向けて、持続可能なまちづくりが進展していくよう、この 4 月から運営が始まる加計拠点の支援などによる安芸太田町版生涯活躍のまち構想実現化事業のさらなる推進や、町外通勤者助成の拡充や、空き家活用のさらなる検討などによる定住人口対策、さらには子育て、教育、次世代育成の取り組みとして、筒賀保育所の整備や加計放課後児童クラブの開設、さらには学校教育における I C

T化の拡充などに取り組むほか、町民の皆様の安全で安心な暮らしを確保し、維持していくために防災行政無線のデジタル化などの整備について重点的に予算を配分し、事業を効果的に実施してまいりたいと考えております。加えて、IOTやAIなどの未来技術を活用して、産業振興や福祉・医療等々の本町が抱えるさまざまな課題の解決に向け、令和2年度に新たな取り組みとして、デジタル人材制度を活用した制度についても関係予算を優先的に配分しております。続きまして、ご指摘のとおり、本町の財政状況につきましては、公債費の増加等を受けまして、財政調整基金の取り崩しによる歳入不足を補うといった大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況でございます。そのため今回の予算編成におきましては、これまでも増して既存事業の点検等を行い、経常的な経費について一定程度の削減を図り、一方で先ほどに申し上げたような事業について、集中的に投資すべきものについては重点的に予算配分を行いまして、全体としてメリハリを意識しながら、増大化し続ける歳出の抑制を図ったものとなっております。その結果として、基金の取り崩し額も当初の推計より4億円程度の縮減を図り、今後においてこのような予算編成を基本として今後とも歳出抑制を図るとともに、ふるさと納税などの新たな歳入確保も継続し注力しながら、持続可能なまちづくりを支える財政運営を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

今、三井主幹が申しましたように、令和2年度予算は、額は令和元年度と一緒でございます。それで、令和元年度は7億円近い基金からの繰り入れがありました。当初はやはりそれぐらいの基金からの繰り入れをしないと達成できないんじゃないかと思っておりましたが、今、三井主幹が申しましたように2億円台の財政調整基金の繰り入れで編成できたということで、各課の課長も相当の努力をしていただいたんだなと思っております。それともう一点、代表的なことでふるさと納税という、自主財源という確保を言いましたが、各事業においてもいろんな国の政策の中で工夫することによって、特定財源を確保することは可能だろうというふうに考えておりますので、今後、各課長、各担当者がそういった国のちょっと面倒くさい体制計画等、いろんなものをつくらなくちゃいけないですが、そういった部分を工夫しながら財源確保に努めてまいりたいと思います。それと、ちょっと大人げないんですが、2番目の質問で末田議員のほうから前向きな回答があったというお返事があったんですが、一応町としては側面支援をさせていただいて直接支払制度の運用の拡大とかということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

財政については、いろいろ工夫をされとるっていうことはよくわかりますが、1つは、やはり歳入部分をどう確保するかということだというふうに思います。高知県のある町のようなことになってはいけないんですけども、ふるさと納税というのは非常にそういう意味では有効な方策だというふうに、歳入確保という上において有効だと思えますんで、まだかなり工夫をする余地も本町においてはあるんじゃないかなという気がいたしますので、その点だけを申し上げまして、私の質問を終わります。

○矢立孝彦議長

以上で末田議員の一般質問を終わります。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

9番の佐々木美知夫でございます。よろしく申し上げます。今回の一般質問、一応筒賀地域の公共施設の基本的方向性についてと出してしております。提出をしておりますが、くしくも昨年の3月の定例議会にも私、質問をとりまして、公共施設の再編及び整備計画についてといった質問をとりまして。しかし、今回は筒賀地域に特化してお尋ねをしたいと思っております。昨年のこの質問の中で、今後の加計、筒賀支所のあり方についてというものと、生涯活躍のまち筒賀交流拠点整備の計画についてといった意味合いで、昨年ちょうど1年になります。質問をとりまして。それとも多少兼ね合いが出てくるかとは思いますが、よろしくお尋ねをいたします。町は現在、第2次安芸太田町長期総合計画2015年から2024年の前期が終了し、現在、後期の計画が策定をされていると思っております。長期総合計画の中で公共施設等総合管理再編計画の策定、また遊休資産の整理の推進が計画され、その計画に基づいて行政運営を進められているものと理解をしております。昨年、地域交流拠点整備を含めた筒賀地域公共施設の筒賀福祉センターへの統合計画が唐突に提案をされました。また、筒賀保育所において戸河内認定こども

園への統合案が提出され、議論をされたところですが、筒賀保育所は当分の間は存続という結果になりました。また、現在、筒賀プールの老朽化による建屋の建てかえや改修は今シーズンの開始までに完了予定であると伺っております。地域交流拠点整備については、戸河内は皆様ご存じのように、このあんしんの横に現在整備をされました。そして、この4月に、加計拠点においては4月のオープン予定とお聞きをしております。しかし、筒賀地区についてはうわさばかりが先行し、拠点の話は一向になくなっております。しかし、来年度の予算説明書を見ますと、この推進をしていかなければならないと、地域の皆さんと協議をしながら進めて検討を継続していきますとなっております。これも多分昨年と同じような文言で書いてあったと覚えております。特に土石流災害の危険があるとした筒賀高齢者生活福祉センターひまわりの温泉施設の廃止や移転等の見通しも説明もされないまま現在に至っております。このようなはっきりしない筒賀地域公共施設の今後の基本的方向性をどのようにお考えかをお尋ねをいたします。まず1番目として、安芸太田町役場筒賀支所、この建物について今後の方向、この建物は皆さんもご存じのように登録有形文化財にも登録をされております。2番目に、筒賀福祉センター、現在、社会福祉協議会の本所、また筒賀の住民にとっては広域避難所でもあります。3番目に、筒賀ふれあいプラザ、これは現在、図書館として使用されている建物でございます。4番目に、高齢者生活福祉センターひまわり、これには現在5、6人の入居者が居住をされていると認識をしております。そして5番目として、龍頭峡森林館、もとレストランを含む、レストランと現在、JOKAの配食のサービスの調理場となつとります龍頭ハウス、これの今後の方向、またいつまでこの配食サービスの場所として使用するか。そして、その後の計画があれば、その辺もよろしく願います。6番目に、筒賀保育所は当面存続予定ではあるが、耐震化等の課題や保育所の要望にも応えておらず、建てかえ案や小学校への移転計画も含めて答弁をお願いします。以前、今年度ではありますが、保護者の会がありまして、そのときに課長のほうで筒賀小学校の移転と使用も考えて今後決めていくということでありました。しかし、これは令和2年度の予算書説明資料を見ますと、来年度1億円何がしの予算が含まれております。これの具体的な中身の内容、どのようにして建てかえか、もしくは改修か、その中には小学校の使用の面とかいろいろあるとは思いますが、その辺の説明をお願いします。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

筒賀地域の公共施設の基本的な方向性についてでございます。筒賀地域の公共施設につきましては、筒賀支所を中心にして公共施設が一定のエリアに集約をされておまして、比較的利便性は高いエリアだというふうに考えておるところです。しかし、さらに利便性を高め、ワンストップでいろいろなサービスを受けることができたり、そしていろんな人との交流ができたりする施設を今後検討する必要があると考えておるところでございます。既存のそれぞれの施設を、機能を損なうことなく集約することによりまして、施設の管理コストの抑制も目的の一つであります。さらに大きな目的としては、高齢化が進む中で、ご高齢の方がいつでも気軽に立ち寄り、他世代と交流することにより、安心感でありますとか生きがいを感じてもらえるような居場所を創出すること、そしてその場所をご利用いただくソフト面での仕組みを創出することが必要であるというふうに考えておるところでございます。先ほどのご質問にありましたように、それが筒賀拠点の目指すところであるというふうに考えております。質問の中にあります各施設の現状あるいは課題につきまして、各課のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○矢立孝彦議長

筒賀支所、梅田支所長。

○梅田幹二筒賀支所長

ただいま企画課長のほうから説明がありました。支所からは建物、施設の現状について報告、回答をさせていただきます。筒賀支所庁舎は昭和11年に建築され、84年が経過した木造2階建ての建物でございます。執務室以外に会議室4部屋と、もと村議会議事堂、議会事務局室があります。会議室は農業関係の会議、財産区管理会など、会議時に使用しています。平成5年に筒賀村有林の木材を使いまして内装部分は改修されましたが、外観は建築当時のままで、時代の特色をよくあらわしており、地域に親しまれるかけがえのない資産として、平成22年4月28日に国の登録有形文化財として登録されております。現在、筒賀支所住民生活課と商工観光課の事務所が配置されておまして、業務を行わせていただいております。国道沿いに立地し、利便性がよく、地域に親しまれるシンボリックな外観を生かして改築された建物でございまして、今後も役場建物として使用されることにたえられる施設でございます。



続いて、筒賀福祉センターでございますが、老人福祉の増進と町民の健康づくりを推進する目的で昭和56年に完成した鉄筋コンクリートづくり2階建ての建物でございます。平成16年の町村合併以降、安芸太田町社会福祉協議会の活動拠点として本所が設置されまして、使用されております。会議室、大広間、調理室等がございます。平成29年度からの3年間の年平均利用者数は約4,000人でございます。気象条件によりまして、議員のご指摘のとおり警戒レベルに応じて避難所、避難される住民を受け入れる広域避難所として利用される位置づけがございます。建築後40年近く経過し、高圧電気設備など修繕が必要な箇所もありますが、改修計画は未定でございます。次に、筒賀交流センター、名称は筒賀ふれあいプラザでございますが、町民の教養の向上、健康増進、コミュニティー活動利用を目的としまして、平成4年に完成した建物です。1階は24時間使用可能な公衆トイレ、2階は集会室と研修室があります。合併後、1階に図書館分室、公民館分室が設置され、利用されています。2階の集会施設等は筒賀支所が利用申請を受けまして、鍵の受け渡しをしている現状でございます。健康体操、ダンス教室、運動クラブなど、団体で利用されておまして、年平均1,600人程度の使用がございます。筒賀支所は以上でございます。

○矢立孝彦議長

答弁に際しては、しっかりはっきりと、よく聞こえるように答弁願います。教育委員会、生涯学習課長。

○上田隆生涯学習課長

失礼いたします。生涯学習課からは、交流プラザの施設の利用状況についてお答えをさせていただきます。まず、交流プラザの中の筒賀図書館、筒賀分室の現況につきまして、今年度につきましてはまだ年度途中であり、集計ができておりませんので、昨年、平成30年度の来館者数等の報告をさせていただきます。まず、来館者は1,273人、図書館の利用者は936名、貸出冊数は3,228冊、ご利用いただいております。この数年はほぼ横ばい状態であります。引き続き利用者が増加していくよう努力してまいりたいと考えております。また、今後の計画につきましては、関係課と協議をしております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長

福祉課のほうからは、筒賀高齢者生活福祉センター、健康浴場ひまわりについて現状を報告をさせていただきます。筒賀高齢者生活福祉センターひまわりは、高齢者の心身の健康を維持し、住みなれた地域で生活でき、住民の健康増進を図ることを目的として平成6年に設置されました。現在は町の社会福祉協議会のほうが指定管理を受け、現在ひまわりにおきましては居住施設事業、生活支援ハウス、それと健康浴場事業、そして介護保険事業におけます小規模多機能型居宅介護事業所、この3つを複合的に展開をしております。本年度2月までの11カ月にわたります利用状況等を報告させていただきますと、生活支援ハウスにおきましては、現在7部屋のうち4部屋がご利用です。そして、健康浴場ですけれども、利用者の延べ数が1万4,165名、11カ月間で開所した日が267日、1日当たりの平均が53名というふうになっております。小規模多機能型の介護の事業所のほうは、定員26名に対し、2月末では19名が登録をされてるという状況です。住みなれた地域で生活する、また居宅での介護を継続するという目的からも、それぞれ住まい、また介護、健康といった目的を持っておりますひまわりの果たすべき役割は大変大きいというふうに思っております。また、健康浴場につきましては、経年劣化に伴い毎年度のように修繕費用が必要になる状態にありますが、住民同士の触れ合いを深め、健康増進を図ることへの一助につながっている場所でもあります。筒賀地域におけます地域包括ケアシステムを推進をしていくためにも、現在ひまわりが持っております各種の機能を継続させていくことが必要だろうというふうに考えております。福祉課からは以上です。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

商工観光課からは、森林館及び、もと龍頭ハウスにつきましてご説明をさせていただきます。森林館の現況でございますが、NPO法人が交流の森施設一体の指定管理として令和2年度末まで受託をされており、今現在は冬季期間のため閉鎖をしておりますが、4月1日から再開することとしております。森林館は森の歴史資料展示コーナーとレストハウスがございますが、レストハウスは食堂としては数年前にクローズしております。ただし、予約制で各種研修やギャラリーとして使用は可能としております。

課題としましては、現在当地では軽食喫茶の顧客ニーズが周辺のアウトドア施設のこともあり、ニーズが少なくなっていること、あるいは水源が井戸等もあり、維持に経費がかかることが上げられます。森林館自体の展示も拝観されるお客さんが少ない状況です。研修室を利用して合宿や研修で訪れる方たちに貸し出しをしているところと、観光客のトイレ利用が主体となっているところです。NPO団体からは、レストランススペースの有効利用の打診もありましたが、現在、消防法等の制約等もあり、新たな防火設備が必要となるためという課題があるため、新年度に向けて活用方法を協議、調整しているところでございます。続きまして、旧龍頭ハウスでございます。施設を閉鎖して3年となります。平成30年1月よりJOCAとの賃貸借契約を就労継続支援A型事業所の高齢者配食サービス事業拠点として利用をされております。今年度末で期限が終了するため、次年度から1年間の自動更新契約を締結する予定となっております。当該としましては、底地の一部が借地ということもあり、施設の老朽化、使用されていない部分、また課題として上水道の加圧ポンプ等の課題があるため、本来であれば配食サービスの新たな施設を求めていただくことを望むわけですが、町内になかなかいい条件がないということもお聞きしております。利用できる間は町遊休資産の有効活用が図られればと現在では判断してるところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

筒賀保育所の今後につきましてのご質問をいただいております。先ほど5番議員のご質問の中に、財政主幹のほうから一部、新年度予算のところでは触れさせていただきましたが、具体的なことも含めて答弁をさせていただければと思います。筒賀保育所の方向性につきましては、当初認定こども園とごうちへの統合等を含めまして、就学前保育・教育のあり方検討委員会においてご議論をいただいた中で、存続と早期改修が必要との報告を受けたところでございます。町といたしましても、当面の存続と施設改修等の検討を行う旨を示しているところでございます。本年度に入りまして、保護者への現状説明を行い、さまざまな意見を伺ったところでございます。今後の町全体、筒賀地区の人口、筒賀保育所の入所児童の推移を勘案する中において、内部検討を続けた中で現建物においては構造上、改修が非常に難しい建物である。また、現地での建てかえにつきましては、概算で3億円を超える費用がかかるため、過大な投資となるなど多くの課題もあり、他の施設への移転を基本にして考えていくという結論に至ったところでございます。その後、広島県等への相談など、再度検討を行った中で、近隣の施設である筒賀小学校への移転の可能性を探ってきたところでございます。筒賀保育所の改修、運営費用における補助金、起債等、有利な制度、筒賀小学校の一部を利用するに当たりまして財産処分手続を初め、さまざまな案件を検討する中において、今回一定の課題はクリアできるものとして、新年度において筒賀小学校の一部を改修し、筒賀保育所移転を第一とした見込み額を新年度予算案において上程しているところです。今回、さまざまな今年度の予算等のご審議をいただいた後には、保護者への協議、また学校、教育委員会、文科省を含めまして、さまざまな部署への協議案件を進めまして、設計、工事の着工に入ることを考えていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

各課支所から施設の現状について説明を申し上げましたが、この筒賀地域の公共施設のあり方検討につきましては、各課が横串を通して、そして施策を連携していく必要があるかというふうに考えております。中途半端な説明の状態というふうになっておりますが、まだ今のところ地域の皆様に意見交換をさせていただくところにお出しするプランを今検討中ということでご理解をいただきたいと思っております。新年度におきましては、安心して暮らすことができる地域のあり方につきまして、ハード面、ソフト面の両面で筒賀地域の皆様と意見交換あるいはご提案をいただく機会を持たせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

よく覚えている筒賀保育所の件ですが、先にこれの答弁ですが、先ほどの課長の答弁では、一応小学校への移転を基本的にというような答弁であったかなと理解するんですが、それでよろしいですね。ということは、現筒賀保育所の現在建っている建物は、最終的には解体方向であるというように理解をし

てもよろしいですね。それと、筒賀の地域の人が何を心配されているかということなんですが、今、筒賀支所を当面の間、支所は機能としてそこに存続するというような支所長のお話ではあったとは思いますが、結局先ほど企画課長のお話ですと、全部今から地域に出向いて、そういった方向性、一概に1カ所に集めるといような乱暴なことにはならんとは思いますが、そういった今までここ1年、中途半端なうわさとか、そういったそれぞれの無責任なことを住民の人が言われるわけで、それがどんどんどんどん広がっていったるわけです。高齢者のひまわりの件につきましても、最近やはり年月がたっているだけに故障箇所が随時出てくるんですね。その職員さん、職員さんというて限定していいのかわからんのですけども、どうせこのひまわりはなくなるんだから、町としては直す気はないんだよといったようなお話もよく聞くんです。それによって、ここはなくなって、今度は加計にできる月ヶ瀬温泉ですかね、仮称、のほうに風呂の設備を集約するとかといったようなお話がどんどん出てきて、私は地域でこういった議員ということをやっとりますんで、いろんな話が来るわけです。私もだろろうとか余り無責任なことも言えませんが、曖昧にはしとるんですが、苦労しとるんです、やはり住民に説明するのに。ここは多分なくなるとかといったような話はお聞きしとらんので、まだ当分の間はあるんじゃないかなんとは言うんですが、私自身も自信がないんですね。これはこうするといった、筒賀の施設に対してちゃんと基本的な方向性、これは筒賀支所は筒賀支所で残す、図書館は図書館として残す、福祉センターは福祉センターとして残すというような明確な答弁を今までされてないわけです。今回、こういった一般質問の議題にさせていただいたんですけど、今後こういったことのないように、ほかの件もあるんですが、いろんな施設統合とか再編の話もありますが、その辺をしっかりと地域に出向いて行って、住民が納得できるように進めていただきたいということでありまして。私の質問はこれで終わります。答弁は何かあれば、お願いします。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

議会において資料は配っておらんのですが、この筒賀地区の施設の再編、目的は廃止じゃなしに、ワンストップで地域の方に便利になってもらおうという目的ではあったんですが、若干庁舎内部での意識、意見が統一しないまま皆さんのほうに説明したということはお詫び申し上げたいと思います。各施設、先ほど申しましたように課題はありますが、その地域住民の皆さん、スタートから聞くのがいいんか、役場がアイデアを持って聞いて聞くのがいいんか、そこらをもう少し検討する中で提案させてもらいたいと思います。

○矢立孝彦議長

以上で佐々木美知夫議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。2時45分から再開します。できれば議員の皆さん、換気をご協力をください。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時45分

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。3番、平岡昭洋議員。

○平岡昭洋議員

皆さん、こんにちは。ちょうど5人目になりまして最後ということですが、一休みしましたんで、最後元気よく終わりたいと思っております。早速、質問事項に入らせていただきます。長期総合計画では、安芸太田町の2024年の計画人口目標を国立人口問題研究所が予測した推計値、2024年5,040人に対して260人プラスの5,800人としていますが、10年計画の半分の5年が経過した今、昨年10月に発表された国勢調査による本町の人口は既に2024年の本町の目標5,800人を切っており、このままでは国立人口問題研究所が推計した2024年安芸太田町の人口5,040人の推計のほうがびたりと当たっているように思えます。それでも、まだこの町には現在6,000人近い住民がいるんだと思うかもしれませんが、現実はずっと厳しい状況になっていることを既に5年以上前に人口問題研究所では予測しています。実際、同研究所の予測では、これから10年後の2030年の本町の人口を4,276人、また20年後の2040年の人口を3,227人と推計しています。ということは、今年生まれた赤ちゃんが成人式を迎えるころには、この町の人口は今の半分近くになっているということです。そして、その可能性は現状ではますます高くなっています。これから20年後に人口が半分になってしまう町では、生活も医療・福祉も教育も全くあり方が違ってきます。以前の一般質問でも述べましたように、私は今、行政が全てに優先して



取り組まなければならない課題は、この人口減少に何とか歯止めをかけることだと思います。いささか乱暴な言い方をすれば、人がいなくなれば町そのものもなくなります。現在、町では5年前に打ち出された長期総合計画を検証して、これから5年間の次期総合計画を出すと聞きました。多分その中では、本町の人口減少問題について真剣な話し合いが行われ、その反省のもとにこれから5年間のしっかりした対策と目標が打ち出されるものと期待しています。そこで、質問します。長期総合計画の後半の5年、本町の人口減少問題についてどのような策を持って臨むのか、また現在打ち出している2024年計画人口目標5,800人の数値をどうするのか、町の考えを聞きたい。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

計画目標人口に関するご質問をいただいておりますので、企画課のほうから答弁をさせていただきます。国立社会保障・人口問題研究所、社人研といいますが、これが平成25年に公表した数値、これは平成22年の国勢調査の数値を基準としておりますが、こちらによりますと本町の人口推計、それから平成30年度に公表された、これは平成27年度を基準にした推計、これに比較しまして、平成30年に公表された数値がその前に公表されたものより約2から3%改善しております。これは、平成23年から27年までの5年間の人口動態がその前の5年間、平成18から平成22の人口動態と比較して改善されたということが言えると思っております。具体的には、平成26年度までの5年間は平均がマイナス56から57の社会減でございましたが、平成27年度は社会動態はマイナス10であり、この推計の結果、後の推計が改善している、これに寄与しているということが言えると思っております。ご質問にもありましたように、平成27年度を始期とする長期総合計画の前期基本計画における計画人口は、令和6年の目標人口を5,800人と設定しております。しかし、広島県人口移動統計調査、甲調査の令和元年10月1日の推計人口は5,784人、既に目標値を割り込んでいるということでございます。現在策定中の後期基本計画における人口目標の設定では、自然動態は社人研推計を採用し、それから社会動態は後期基本計画の移住・定住支援策による転入者数を積み上げた推計をしておるところでございます。これによりますと、令和6年の目標人口は5,248人ということになりまして、社人研の推計に比べますと81人の人口回復を目標設定としております。以前の前期の計画では令和6年の目標人口を5,800人、後期の新しい計画では令和6年の目標人口を5,248人としておるところでございます。25年後の令和27年の目標人口は4,156人という設定をしておまして、社人研の推計値に比べますと1,312人の人口回復を目標としているところでございます。この目標の設定に当たりましては、5年ごとに転入世帯、転入人口の目標を設定しているところでございます。計画の前半の施策の効果が計画の後半にあらわれまして、段階的に人口回復の量が大きくなるというふうな推計をしているところでございます。この実現に向けては、子育て、教育、就労、医療、防災、公共交通など、まちづくりの基盤を整え、これらの質を高めて総合的に住民満足度を向上させる取り組みが必要であると考えており、この基盤が基底にありまして、各種の移住支援策、空き家バンクの活用など、直接的な施策を打ち出す必要があるかと考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

平岡議員。

○平岡昭洋議員

今の数字、しっかり記憶にとどめましたんで。私は単純に昔、仕事をしてることも部下が言ってることは全部受けて、そのとおりのやれとしか言ったことはほとんどなくて、やってる過程とかそういう目標に対して、どう終着するかということを見つめておりました。こういう問題っていうのは、非常に本当に大変なことだと思っております。決して数字を上げたからできるんだということではなくてですね、本当に言いたいことは、この数字をもし上げるなら、本当にどこまで本気で考えるか。そうすれば、必ずアイデアが浮かんでくると私は信じておりますんで、今お聞きした数字、いろいろな策があると思えますけど、策も苦しんだ人しか本当は生まれてきません。何か勝手にやってくることはございません。ですんで、一生懸命この数字を達成するためにはどうしたらいいんだろうということのをですね役場職員一体となって取り組んでいただきたい。以上、そう思います。それでは、次の質問に入ります。私は、安芸太田町に生まれてこの方、途中、町外に出ていた期間が長かったとしても、知る限りでは今年のような雪の降らない冬は全く経験したことがありません。昨年の冬も結構暖冬で、これは特別なことだと思いましたが、今年の冬は異常気象という言葉がむなしく聞こえるような冬でした。雪が降らないばかりか、余り寒くもありません。昨年12月以降、2月17日の降雪まで上本郷の我が家の前の道路の雪か

きを一度もすることもなく、何とそれまで道路にうっすらと雪の積もることさえありませんでした。これは、本当に何十年に1度の異常気象なのでしょう。私にはどうもそのようには思えなくなっています。夏は比較的涼しく、冬は雪も少ない。そうだとすれば、暮らすには最適な安芸太田町の姿ですが、残念ながら雪のないこの町には、冬には観光客はほとんどやってきません。雪に伴う仕事もありません。スキーやスノーボードができなければ、この町に来る理由も町民の季節的な仕事も無くなるのです。町としても冬場の観光のほとんどをウインタースポーツに頼っているわけですから、雪が降らなければ全くお手上げ状態に見えます。お天気のことだから、幾らくよくよ考えても仕方ない。来年は案外豪雪になるかもしれんよと思いませんか。長い間、民間企業に勤め、企業分析をやっていた私には、お天気のようないわゆる市況に頼っている部分の多い企業ほど経営リスクが高いことをよく知っています。町としてこの温暖化の現象をどう考え、冬場の観光振興をどうするのか、考えを聞きたい。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

それでは、雪のない、特に冬の観光事業を中心にとということでの質問に対して答弁をさせていただきます。昨年も一般質問で気候変動に関することがございまして、スキー場の動向研究データ、あるいは論文の一部を引用した答弁をさせていただいております。地球温暖化により1度気温が上昇すれば、スキー場の標高も150メートル高くないと難しいというような研究報告や、入り込み客が将来減少する予測もあるというような内容でございました。今年度の状況ですが、気庁のほうでも言われておりますとおり、主な原因はインド西部の海域水温が上昇し、偏西風が蛇行したため、本来日本の九州南部まで南下すべき偏西風が北海道付近までしか南下できず、寒気団も南下できないからと言われております。また、別途アメリカの海洋大気庁の発表によりますと、今年の1月は過去141年の観測記録において最も温暖な1月になったと。また、ロシア、カナダなど高緯度の地域では、低緯度のインドネシアなどの地域よりも高い平均気温であったと言われていたところがございます。昨年度は、観光プロモーション動画あるいはPR宣伝をさせていただきました。今年の取り組みにつきましては、行政報告で述べさせていただいておりますので、端折らせていただきます。こういった情勢を踏まえまして、冬の観光事業をどうするのかについて答弁をさせていただきますけれども、以前はやはりスキー場が議員ご指摘のとおり、空前のにぎわいを呈している時期がございました。平成のバブル期では、井勘定どころか段ボール勘定と言えるほどの多大な収入が本町でもあった状況でございます。全国で数十カ所のスキー場を経営されているマックアースの社長、一ノ本さんのお話を調べてみました。開設当初は学校だけの予約を受けて、ホテルとスキー場の運営に注力するという受注生産型のスキー場運営をされていたそうです。そういった手腕を含めて、全国方々のスキー場の運営や再建を手がけていかれておりますが、一ノ本さんの言葉を引用させていただきますと、日本のお客様がなぜ今スキー場に行きたくないのかを考え、ハードルを下げる努力が必要です。リゾート地では高単価で売るべきという人もいますが、低価格で回数を狙ったほうが良いリゾート地もあります。休日にお客が集中するとリフトに行列ができ、簡単なメニューしか出せないような状況では、お客さんがもういいやというような感覚を持つというような指摘もされております。また、最近では朝からではなく、10時ごろに来られるような会社に行くのと同じ時間帯に起きてから来られるというケースもあるそうです。3連休があっても、スキーで楽しめるのは日中だけで、最終日はあすの仕事に備え、ゆっくり休むという形態に変わってきていると言われております。レジャーが多様化する中、昔と同じではうまくいかないのが、変化に素早く対応すれば、まだまだいろんな可能性が残っていると述べられております。冬の観光は基本的に寒い、乾燥しているという気象条件もありますが、スキー場のお客さんを除けば、顧客が少ない宿泊面の時期でもございます。こういった季節の観光をどう進めていくか、また今年のような雪不足の状態でも顧客を呼べる観光メニューについても考えていかなければなりません。空気が乾燥しているということで、恐羅漢は夏でもそうですが、星空がきれいに見えるという時期でもございます。このためリフトで山の頂上付近まで上り、星空観察をするというようなメニューを展開されているのは、長野県飯山市の戸狩温泉スキー場があります。また、グレンデ付近に併設された星降るレストランで食事した後に近くの温泉に宿泊するというようなセットのコースもあるようです。このほかでは、群馬県、青森県、北海道にもあるとお聞きしております。本町では、先ほど申し上げました冬の星座を見るメニューとしての展開、また寒い時期ですので、頂上付近に最近広がっておりますが、グランピング、キャンプのちょっと豪華版ですが、そういったもの、星空観察ができる施設等の必要性も感じているところがございます。また、レストハウス等でも例えば星にかけたメニューでありますとか、カップル、若者を想定した特別コース料理なども考えられると思

います。事業者にも話をかけてみますが、現在も地域の食材を活用した特色のあるメニューをつくっておられますが、新たな料理メニューの開発にも可能性はあるとご意見をいただいております。また、雪が少ない場合では、雪山が歩けるということもあり、新しい可能性を含めたアクティビティーやスポーツ等を付与することで散策も可能になり得ます。また、ここ2年の道の駅では、来夢のことですが、スキー客は少なくなる傾向はありましたが、昨年も地域商社のほうから説明がありました。道路に雪が少ないために比較的高齢の方でもドライブがてら買い物に訪れる方がいらっしゃるということで聞いています。そういった新たな需要が見込める部分もあるのではという意味でございます。それ以外、現在具体的なアイデア等があるわけではございませんけれども、先ほど例示をさせていただきました一ノ本さんのように顧客目線に立ち、変化に素早く対応するメニューの開発に努めてまいりたいと思います。また、昨年、議員からお話のありましたダーウィンの進化論にもかけて事業者の相談にも応じてまいりたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

地域商社あきおおた事業本部長。

○武藤克巳地域商社あきおおた事業本部長

地域商社あきおおたから、観光事業振興に関して今取り組んでること、特に冬だけではないんですけども、2点ほどご紹介させていただきます。まず1点目ですけれども、大変愚直な作戦ではあるんですけども、今商工観光課長からありましたように、まだまだ本町は魅力的な体験メニューがございます。冬には冬、春には春、それらの魅力的な観光情報についてわかりやすく、わくわくするような形での情報発信を続けていきたいというのが1点目です。2点目、メニューはさまざまあります。それらをですぬ町の姿勢で、旅行者が何かメニューをつくってきてくれるのではないかとというのがこれまでだったと思います。これから地域商社あきおおたは、これらのメニュー化を自ら行い、旅行プランをつくってですぬ商品化していくという取り組みをしていきたいというふうに思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

平岡議員。

○平岡昭洋議員

先日、ちょっと雪が降った後に恐羅漢に行きましてですね、ちょうど3連休でしたけど、1日目は雨が降って、次の日は普通に好天で、最終日に行ったんですが、大量の車が駐車場に停まってですね、私はそれまで12月からスノータイヤを履いてたんですが、一回もこれを活かすことができずですね、今回は活かせるだろうと思ったら、恐羅漢のグレンデに入るまで全くスノータイヤも要らないと。そんな状態だけど、雪がいっぱいあってですね、当然それは全体に広がってるものはありませんでしたけれど、たくさんのお客さんが来られて、たまたま昼どきでしたんで食堂で見たら、もう皆さん非常にここにこされて、あ、こんなにみんな待ってたんだと思いましたね。その前日は、その倍のお客さんが来られてたと聞きましたけれど、ずっと帰り道に考えたことは、もしかしたら町で私がサラリーマンをやっているときにたまたまお昼に終わったら、ああ、背広だなあ、いいや、車に乗っていきこうって、恐羅漢にグレンデの近くまで背広で行って、そのまま着がえてスキーができると。ええっという、夢のような話だなと、逆にいろいろな可能性があるんじゃないかと非常に夢を膨らませて考えてました。だから、必ずしも雪が少ないからだめなんだということじゃなくて、可能性としては少ないなりにですね、かえって生き残れば非常に強い面ができるんじゃないかと私は思ったりしましたんで、先ほどお二方が言われたように何の可能性があるのか、この雪の少ない少雪の中でもここは生き残って、観光客をお迎えできる何の魅力があるのかですね必死に考えれば、逆にこれが評判になる。はっきりとですね吉和の雪とは違うとスキーのお客様はおっしゃっているということです。ですから、当然このスキーのスポーツにも可能性はまだまだ大きいものがありますし、ほかにもアイデアを出せば、ウインターにお客さんと呼べる冬の観光資源はあるんじゃないかと思うんで、ぜひ必死で考えて、また町民をそこに交えてですね、アイデアを出してやっていただけたらと思います。以上、この質問は終わります。それでは、3番目の質問に入ります。私は、1月25日に行った安芸太田町の中学2年生の立志式に出席して、登壇された生徒の皆さんの発表内容や受け答えのすばらしさに正直感動しました。幾ら優秀な生徒が代表として選ばれているとしても、私はその年ごろ、こうまでしっかりとした言動や発表ができたかと振り返るにつけ、ここまで人材を育てている本町の教育学習指導に、まさに称賛を送りたいと思いました。私は、教育は人を人として育て上げることだと思っています。幾ら学校での成績がよくても、実社会では余り役に立たないことは幾らでもあります。それ以上に実社会では、その人の人としての本来的な価値が問われているような気がします。そういう意味で中学生までの義務教育は、単なる知識を覚え込むことだけでは



く、基本的な人間としての基盤を形成する本当に大切な期間だと思えます。そこで、本来の質問に入ります。昨年、経済協力開発機構が実施し、日本の高校1年生が挑んだ生徒の学習到達度調査では、参加79カ国中、日本は科学的応用力5位、前回2位、数学的応用力が6位、前回5位、読解力が15位、前回8位という結果となっていました。このテストの結果はテレビ報道でも話題となり、私も興味深く見ていました。私は不勉強で、このテストの内容や本来の目的をもしかすれば誤解しているかもしれませんが、読解力が前回テストに比べ大きく順位を下げていることが妙に気になりました。数学的、科学的応用力も当然大切ですが、これからの社会の中でしっかり生きていくためには、まず読解力が一番に問われているのではないかと私は思っています。書かれていることをしっかりと理解し、相手の言わんとすることを正確に心にとめて対応していくこと、実社会の中ではそういった判断能力が常に必要とされるからです。あの立志式で発表された生徒の皆さんは立派にその力を身につけていると感じました。私が申すまでもなく、教育委員会ではこのことに既に注目しているとは思いますが、教育委員会としてこのテストの意味合いをどう捉えているのか、また今後の本町の教育学習指導にどう活かしていこうとしているのか、その考えを聞きたい。

○矢立孝彦議長

教育委員会、二見教育長。

○二見吉康教育長

平岡議員のご質問にお答えしたいと思いますけども、OECDの結果について、細々は繰り返しません。このテストで上位3位までに入っているのは、いずれも中国、香港、シンガポールです。日本は順位が変動しております。この3つの地域、国は変化しておりません。それで、特に読解力についてご指摘をいただきましたけれども、普通日本で読解力と申しますと、国語の長い文章を読み取って、その内容をどれだけ理解できてるかというふうに察せられると思えますけども、15歳の高校1年生の生徒が文章のような連続した文章、これと図や表、地図あるいは写真など、文章でないもの、これらをですね織りまぜたテスト内容でございまして、これらを幅広く読み取って、これらをこれまで生活してきた、学んできた自分の体験と照らし合わせながら、その分析と解決方法を考えると、こういう問題で、いわゆる一般的読解力ではございません。そういう点で文部科学省もこれを分析しておりますが、実は今回のテストからペーパーテストではなく、コンピューターを使ったテストに切りかえております。したがって、図や表、長い文章、何ページも続く文章をコンピューターの画面でめぐりながら、繰り返し繰り返し読んで、さらにそれをキーボードを使って答えていくという問題でございまして。若干成績のよい、科学的応用力、これは理科の問題です。それから数学的応用力、これはもう純粋に数学でございまして。これは、ペーパーテストでもパソコンでも余り変化のない、いわゆる扱いやすい内容であり、答えやすい内容ですけども、この読解力については大変生徒は困難をきわめたようでございまして。そういう点で文部科学省は一つの原因として、コンピューターの扱いが余りできていなかったのではないかとということが言われております。実際にこのテストとあわせて、コンピューターのICT機器の活用等についての調査が行われておりますが、学校の授業でコンピューターなどを使ってやっている時間を調べますと、3カ国の中で日本がコンピューターを使った授業の時間数は最下位でございまして。一方、家庭や日常生活の中でスマホやタブレット、パソコンなどを使って、日本の子どもがどんなことをやってるかっていったら、チャット、YouTube、ゲーム、これはかなり上位に来ています。コンピューターを使って宿題を出させているのを見ると、これも日本は最下位でございまして。つまり、日本の子どもはよその国と比べてコンピューターに触っている時間はそんなに引けはとりませんけれども、ほとんどが遊びやゲームになつて。そういう中で、いきなりテストをコンピューターでされたということが非常に大きな影響を与えていると文科省は分析しております。これらの結果を踏まえてですね、1つにはコンピューターの扱いの問題、もう一つは日常的な学校の授業の中で文章にだけ頼らず、図や表、グラフなどを含めて、幅広く国語という限定ではなく、日常的な学習の中でさまざまな情報を多く取り入れて、それを分析できる力、こういうことの期待が必要であるというふうに思っております。そういう意味で、実は昨年の12月に一大発表いたしました文部科学省のGIGAスクール構想、令和5年までに小学校、中学校、全ての子どもに1台ずつタブレットを持たせるというのは、極めて急がれる事業になったわけでございまして。今後、繰り返されるOECDのテストで、日本はコンピューターの問題がクリアできなければ、なかなか上位に行けないという点では大変急がれるわけでございまして。我々の町では、物事を幅広く捉え、仲間とともに協議しながら考えていく、いわゆる主体的で対話的で深い学びを促していく協調学習というものを10年間やってまいりました。それをより一層深化させていく必要があると思っております。あわせて、令和5年までに他の市町に負けないように、計画的に1人1台ずつのタブレット

を持たせる、そういう事業を進めていく必要があるというふうに思っております。そういう点で今回、来年度の予算の中にW i - F i 環境等を整備していくことについてお願いしとりますけども、そういったことを一つずつ確実に片づけながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

平岡議員。

○平岡昭洋議員

今の教育長の回答を聞きまして、非常に安心しました。私もなぜだろうと非常に不審に思っております。日本の学生が決してそういうことに劣っているとは思わない。それはマスコミ等が言う、ちょっと外れた生徒のことがいろいろ言われてることもありますけれど、それ以外の方は非常に優秀だといつも感じておりましたし、この前の立志式でも、自分の年ではとてもそれだけのしゃべり方はできないと、本当にびっくりいたしましたんですね。逆に、安芸太田町で今こそ教育で本当に売り出せると、そういう人材が育てられるんだと、私は今本当に確信しております。当然いろいろな問題はありますが、こと教育に関してはですね、安芸太田町はいろいろ設備も人材もよそに負けないんだということが、これから売り出せばもっともっと強い安芸太田町の顔になるんじゃないかと私は期待しております。今後ですなますます努力されて、いい生徒を生み出して、その生徒が外に出てもまた安芸太田町に帰ってきて貢献していただけると、これが発展につながるようなことになればいいなと考えております。以上で私の質問を終わります。

○矢立孝彦議長

以上で平岡議員の一般質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

○伊藤真由美議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

延会 午後3時25分

---